

網走市新庁舎建設基本構想
(案)

令和2年7月

網走市

—構想編—

はじめに	1
1 網走市新庁舎建設基本構想の位置付け	1
2 網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会の設置	2
第1章 現庁舎の課題について	3
1-1 現庁舎の耐震性の状況	3
1-2 現庁舎の老朽化の状況と設備	4
1-3 現庁舎の維持管理と保安	5
1-4 現庁舎の課題解決に向けて	6
第2章 新庁舎の位置づけと役割について	8
2-1 位置づけ	8
2-2 新庁舎の役割	10
第3章 新庁舎の基本理念、基本方針について	11
3-1 基本理念	11
3-2 基本方針	11
第4章 新庁舎の建設場所について	12
4-1 検討状況	12
4-2 検討結果	15

—計画編—

第5章 新庁舎の機能について.....	18
5-1 窓口機能.....	19
5-2 行政事務機能.....	22
5-3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能.....	25
5-4 議場・議会関連諸室機能.....	26
5-5 防災拠点機能.....	27
5-6 セキュリティ機能.....	28
5-7 環境負荷低減機能.....	29
5-8 維持管理機能.....	30
5-9 市民活動機能.....	31
5-10 ICT機能.....	32
5-11 情報セキュリティ機能.....	33
第6章 新庁舎の規模について.....	34
6-1 新庁舎に配置する部署及び職員数.....	34
6-2 新庁舎の面積.....	36
6-3 駐車場の規模.....	38
第7章 新庁舎の建設計画について.....	41
7-1 配置計画.....	41
7-2 建築計画.....	45
7-3 構造計画.....	49
第8章 新庁舎の事業計画について.....	52
8-1 整備手法.....	52
8-2 設計者の選定.....	56
8-3 建設工事費及び財源・事業スケジュール.....	59
資料編.....	62

はじめに

1 網走市新庁舎建設基本構想の位置付け

現在の本庁舎は、建設から55年が経過し、「耐震性の不足」「施設・設備の老朽化」「省エネ・バリアフリー等への対応不足」などの問題を抱えています。

また、隣接する西庁舎も建設から62年が経過しており、本庁舎と同様に早急な対応が求められています。

『網走市新庁舎建設基本構想』は、現在の本庁舎と西庁舎の抱えるこれらの課題を解決するため、網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会や地域説明会、まちづくりふれあい懇談会、市民アンケートなどの意見・提案を踏まえ、基本理念や方針、建設位置などを定める「構想編」と、これをより具体化し、新庁舎に備える機能や規模など、今後の設計や施工に向けて基本的な整備方針を整理する「計画編」を併せて策定するものです。

【検討委員会での検討・審議事項】

- ◎現庁舎の現状把握、問題点の整理
- ◎新庁舎の位置付けと役割
- ◎新庁舎の基本理念、基本方針
- ◎新庁舎の建設場所



構想編部分

- ◎新庁舎の機能
- ◎新庁舎の規模
- ◎建設計画（配置、構造など）
- ◎事業計画（事業手法、建設工事費、スケジュールなど）



計画編部分



＜網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会の様子＞

2 網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会の設置

新庁舎の建設に向けて、学識経験者や市内各種団体代表者、市民公募を含めた25名の委員で構成する「網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会」を設置し、本検討委員会での検討・審議を踏まえ『網走市新庁舎建設基本構想』を策定いたしました。

<表：耐震化対策などに係る検討経緯など>

平成23年3月	東日本大震災発生
平成25年11月	耐震改修促進法改正 (大規模施設の耐震診断及び結果報告の義務化)
平成27年度	本庁舎の耐震診断を実施 (耐震基準を満たしていないことが判明)
平成28年4月	熊本地震発生
平成28年度	西庁舎の耐震診断を実施 (耐震基準を満たしていないことが判明)
平成29年 市町村役場機能緊急保全事業の創設	
平成29年度	耐震改修等に係る概算費用の算出
平成30年4月	公共施設耐震化等対策室を設置(専任職員1名配置) (現庁舎の建替を最優先とする方針) (建設場所は金市館ビル跡地周辺敷地を適地と判断)
平成31年4月	庁舎整備推進室を設置(専任職員2名配置)
令和元年6月	網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会を設置 市長より「網走市新庁舎建設基本構想」の策定について諮問
令和元年6月	網走市議会新庁舎建設特別委員会を設置(議員8名)
令和2年4月	庁舎整備推進室(専任室長配置)
令和2年6月23日	網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会より 「網走市新庁舎建設基本構想」の策定について答申

第1章 現庁舎の課題について

1-1 現庁舎の耐震性の状況

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、新耐震基準導入以前に建設された大規模施設の耐震診断及び結果報告の義務化に伴い、平成27年度に義務対象となった本庁舎、平成28年度には西庁舎の耐震診断を実施しました。

その結果、構造耐震指標（ I_s 値）*1は0.3を下回り、両施設ともに耐震基準を満たしていないため、震度6強～7クラス程度の大規模地震が発生すると「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」状況にあることが判明し、早急な対応が必要となりました。



<本庁舎>



<西庁舎>

<表：現庁舎の現況と耐震判定結果>

	建設年月	経過年数 (令和2年8月現在)	残耐用年数	構造	階数	耐震判定結果 (I_s 値)
本庁舎	昭和39年9月	55年	5年	RC造	地上3階 地下1階	0.078～0.776
西庁舎	昭和33年3月	62年	2年超過	RC造	地上3階	0.284～0.628

※耐用年数を60年として算出

<表：構造耐震指標（ I_s 値）について>

I_s 値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
I_s 値が0.3以上0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
I_s 値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※震度6強～7程度の規模の地震に対する I_s 値の評価

*1 構造耐震指標（ I_s 値）とは、耐震診断の結果、建物の強度、形状、経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標のこと。

1-2 現庁舎の老朽化の状況と設備

現庁舎は、全体的に経年劣化が著しく老朽化が進んでおり、暖房設備、電気設備など更新時期が過ぎているものが多数あり、維持経費面において非効率な状況が発生しています。

また、窓の老朽化などによる変形・破損が発生し、雨・雪が庁舎内に侵入し、雨漏りや天井が剥がれるなどの状況が多数発生しており、庁舎内の環境が悪化しています。

さらに壁などのひび割れや、傾斜を感じる場所があるなど老朽化の状況がわかります。



旧式の暖房設備



設備配管の劣化



内壁ひび割れ



割れている窓



窓廻りの老朽化と
窓下のひび割れ



天井漏水跡

<表：現庁舎の施設機能>

	エレベーター	多目的トイレ	障がい者等駐車スペース	駐車台数 (来庁者用)
本庁舎	有り (1台)	有り (1か所)	有り (2台分)	59台
西庁舎	無し	無し	無し	8台

1-3 現庁舎の維持管理と保安

地球温暖化対策の観点から、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用等、二酸化炭素の排出削減を推進することが求められていますが、特に現庁舎は窓枠の老朽化などにより、断熱及び気密性が低く、加えて各種設備の老朽化も進んでいるため、消費エネルギーは大変非効率な状況となっています。

直近3カ年（平成28年度～平成30年度）の光熱費の平均は、本庁舎が約930万円、西庁舎が約410万円となっています。

また、老朽化に伴う施設の修繕が経常的に発生しており、改修の規模によっては、多額の費用を要することになります。

さらに、情報通信技術の進展に伴い、効率的で災害に強い電子自治体の実現が求められていますが、現庁舎ではIT機器に必要なスペースの確保が困難で、個人情報や行政情報を取り扱う一部の部署では、電子データの保管場所や集中管理のサーバーが低層階にあるなど、情報セキュリティへの対応が不足しています。

同様に低層階には、電気室や機械室、書庫などの重要諸室があり、大規模な災害による浸水時には、庁舎機能の維持に関わる重大な被害を受ける危険性があります。

1-4 現庁舎の課題解決に向けて

現庁舎の課題解決に向けて、防災拠点機能の確保、市民サービスの向上、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応、職員の事務効率の改善の観点から、必要事項を整理します。

(1) 防災拠点機能の確保

市庁舎は、災害時における指揮系統機能と市民サービスなど多様な行政機能の最重要拠点として、市民の生活及び安全に直結する必要不可欠な機能を有しています。また、防災拠点として地震・津波・台風・大雪など、あらゆる災害時には、災害対策本部機能が十分に発揮できる庁舎でなければなりません。

非常用電源や情報管理サーバーなど重要な設備は、万一の大規模水害などに備え中層階以上に配置し、あらゆる災害時においても、ライフラインを確保し、市庁舎機能を維持継続できることが重要です。

残耐用年数がわずかな本庁舎と、既に超過している西庁舎の現状の課題を解決し、防災拠点として、災害発生時に備えた耐震性能などを有する安全・安心な新庁舎を早急に建設する必要があります。



<図：防災拠点イメージ>

(2) 市民サービスの向上

分散化した窓口機能を新庁舎に集約し、市民の利便性向上を図る必要があります。

また、プライバシーを守る相談ブースや多目的に活用できる会議室の設置、確実な情報セキュリティの下でICT^{*2}等の有効活用により、効率的な窓口対応や時代に即した仕組みづくりなど市民サービスの向上が求められています。

市民の利便性やニーズに配慮した、容易に行政情報を入手できる情報発信基地として開かれた市庁舎である必要があります。



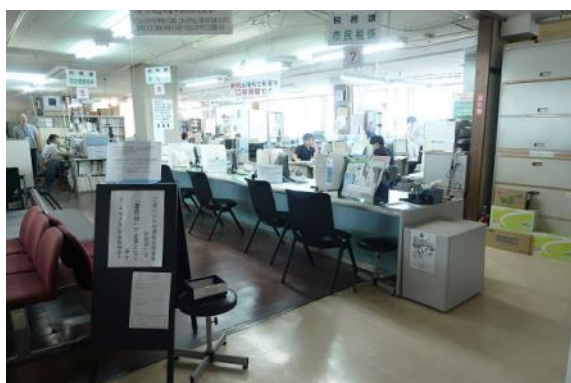
<図：窓口業務の分散化>

*2 ICTとは、「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報・通信に関する技術の総称。主に通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

障がい者や高齢者などの利用に配慮した多目的トイレの配置をはじめ、車いすに対応したエレベーターやゆるやかなスロープなどを整備する必要があります。

また、市民をはじめ外国人なども来庁されることから、国籍・性別・年齢を問わず、簡単に識別でき、機能性の良さと親しみやすさを両立させた視認性が高く、案内性に優れたサイン表示など、使いやすくわかりやすい庁舎とする必要があります。



<通路が狭い窓口周辺>



<日本語表記のみの案内図>

(4) 職員の事務効率の改善

現在の本庁舎及び西庁舎を集約することで、事務決裁や情報共有などの時間を短縮させ、職員の事務効率や各部課間のコミュニケーションを向上させる必要があります。

また、執務スペースは、間仕切り壁のないオープンスペースなど、コンパクトかつ効率的な職場配置や、将来の行政需要に対応できる柔軟な構造や執務面積の縮減を検討する必要があります。

さらに、ICT等の有効活用によるデジタル化とネットワーク化の進展により、情報を管理・共有・活用することで、事務効率を高める必要があります。



<書類が積み重なっている執務室>



<通路幅が狭い執務室>

第2章 新庁舎の位置づけと役割について

2-1 位置づけ

『網走市新庁舎建設基本構想』の策定にあたっては、地方自治法に基づくとともに、次の関連計画による方向性や施策との整合を図ります。

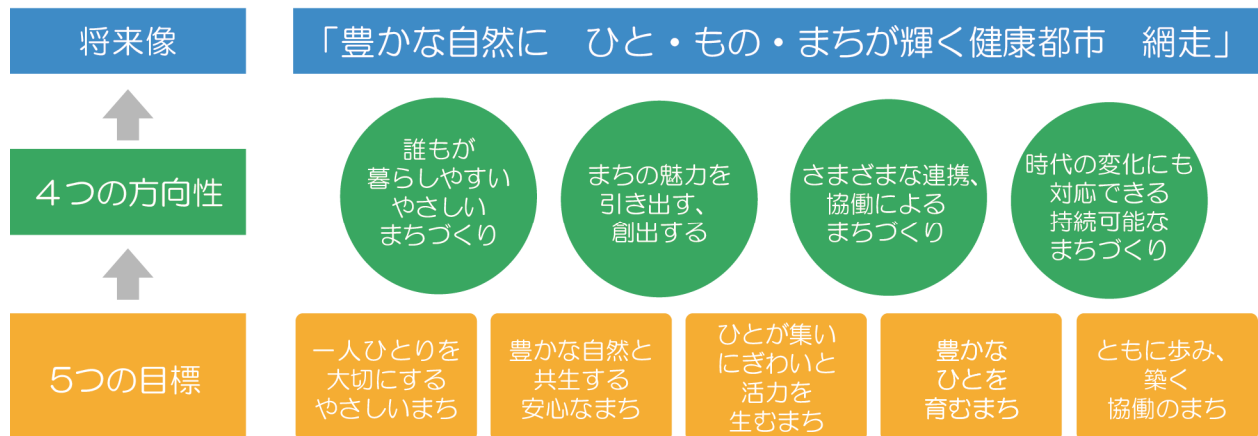
地方自治法第4条第2項 庁舎の位置について

『住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない』と規定されている。

(1) 第6期網走市総合計画（2018年度～2027年度）における位置づけ

第6期網走市総合計画は、市政運営の最上位計画として、これからの網走市をどのようなまちにしていくかという目標や、その目標実現に向けた方策を示したまちづくりの指針となるものです。

新庁舎は、第6期網走市総合計画に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できるものとしします。

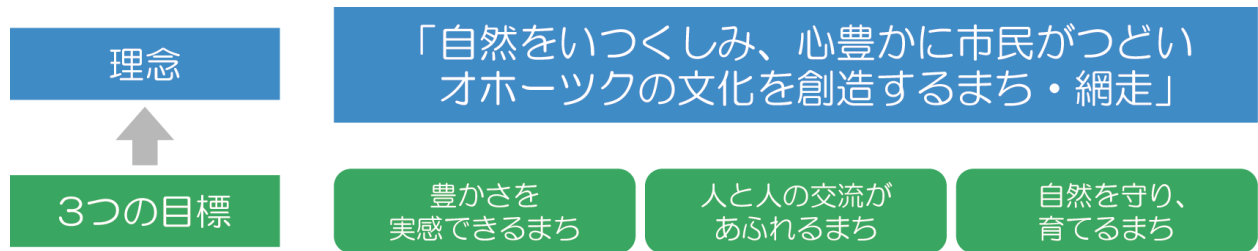


<図：網走市総合計画の理念>

(2) 網走市都市計画マスタープラン（2017年8月改訂）における位置づけ

網走市都市計画マスタープランは、分野別のまちづくりに関する計画の一つである「土地利用・都市空間や基盤整備」に関するものとして位置づけられています。

新庁舎は、網走市都市計画マスタープランに掲げる理念や目標に沿った、土地利用上の方針、道路整備上の方針、公園整備上の方針、高齢者・若年者・子育て世帯の誰もが住み続けられる方針、拠点とネットワークの方針を実現できるものとしします。

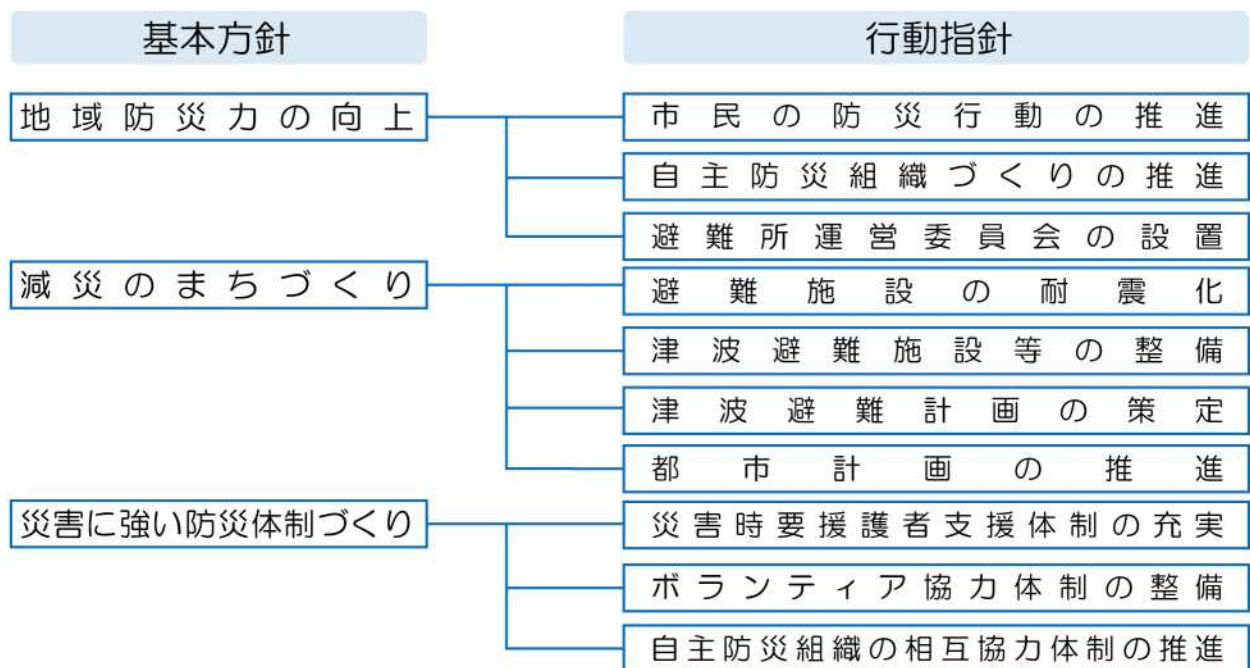


＜図：網走市都市計画マスタープランの理念＞

（3）網走市地域防災計画（2012年10月改訂）における位置づけ

網走市地域防災計画は、災害予防や応急・復旧対策を実施するにあたって、網走市をはじめ防災関係機関が、その機能のすべてをあげて、市民の生命と財産を保護するために定められています。

新庁舎は、防災拠点として位置づけられ、災害時にも円滑に活動ができる機能を備えたものとしします。



＜図：網走市地域防災計画の基本方針及び行動指針＞

（4）網走市公共施設等総合管理計画（2015年度～2044年度）における位置づけ

網走市公共施設等総合管理計画は、市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の最適配置、維持管理に関する基本方針が定められています。

新庁舎は、公共施設の管理に関する基本的な考え方に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供と安全で安心なまちづくりの実現をめざすものとしします。

2-2 新庁舎の役割

地方自治法に基づくとともに、第6期網走市総合計画など各関連計画における位置づけを踏まえ、新庁舎が果たすべき役割を以下のとおり整理します。

(1) 市民サービスの向上

窓口機能の集約化、ICT等の有効活用により、市民サービスの向上と事務効率の向上を図る必要があります。

市民のプライバシーを守りながら、市民に寄り添うサービスを提供できる窓口相談スペースを設置する必要があります。

特に市民の利用頻度が高く、市民サービスに直結する窓口、相談、市政情報の提供などの機能は、低層階部分に配置するなど利便性の向上を図る必要があります。

議場や議会関連諸室は、各室の関連性や議員の動線に配慮し、できる限り同一階層に集約し、適正な面積とする必要があります。

(2) 安全・安心への対応

災害や危機事象発生時には、市民の安全を確保するため、迅速な災害対応や復旧作業が可能となるように、災害対策本部の設置、情報発信、一時避難場所となる防災拠点機能を備える必要があります。

(3) 社会・環境への配慮

国籍や性別、年齢や障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい、ユニバーサルデザインを基本とした市庁舎が必要です。

環境負荷の低減に配慮し、自然光、自然通風などの自然エネルギーの有効利用や省エネルギー、省資源化による生涯費用の低減を図るとともに周辺環境へ配慮した都市景観の形成を目指し、低炭素型のまちづくりを実現させる役割が望まれます。

(4) まちづくりとの連携

まちづくりの拠点となる市庁舎は、周辺施設と連携を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現や網走の魅力を感じられる役割が期待されます。

自然豊かな環境や周辺建物との調和を考慮し、景観形成に配慮する必要があります。

(5) セキュリティの確保

市民の個人情報や行政情報を取り扱う市庁舎では、情報漏えいを防ぎ、電子データを守るなどの適切な管理を行う必要があることから、情報セキュリティ機能を確立する必要があります。

また、庁内への防犯対策となる環境を整え、来庁者や職員等の安全を確保する必要があります。

第3章 新庁舎の基本理念、基本方針について

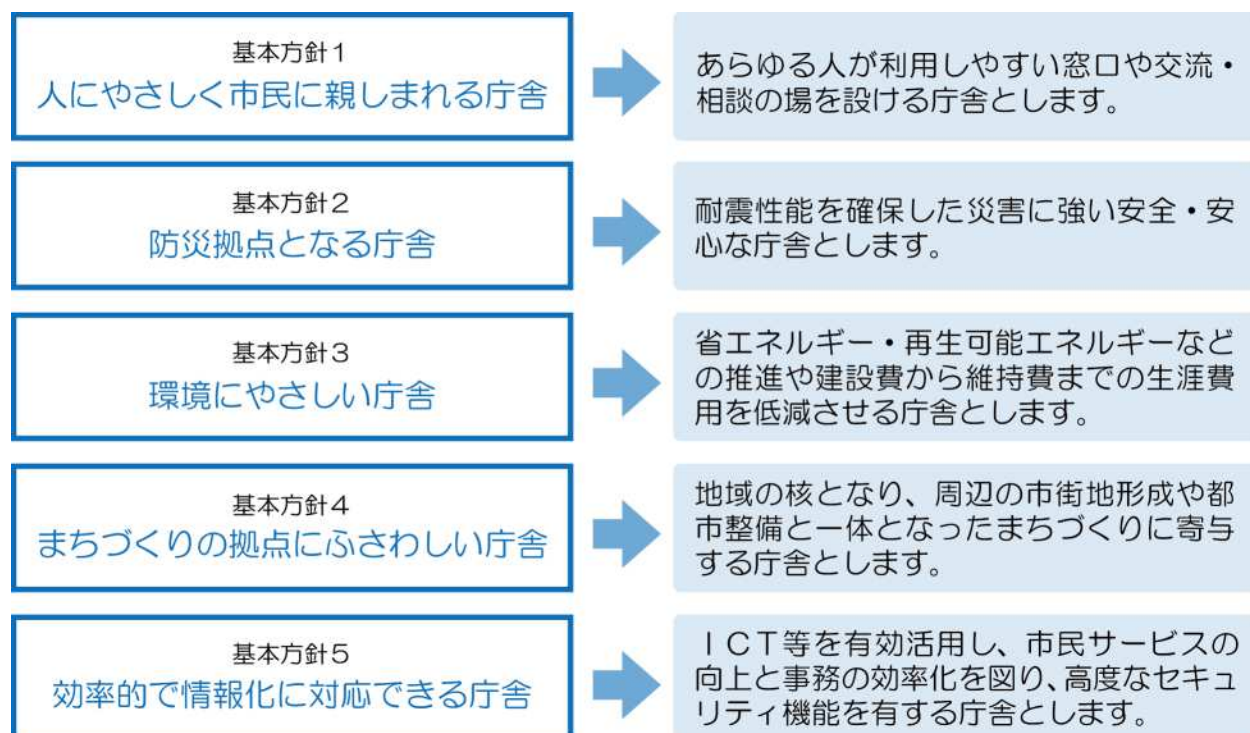
3-1 基本理念

現庁舎の課題や新庁舎の果たすべき役割などの整理をもとに、より充実した市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

基本理念 **市民に自然にやさしいスマート庁舎**

3-2 基本方針

基本理念を実現するため、より具体化した基本方針として、これまでの検討経緯や市民等の意見を踏まえ以下のとおり設定します。



第4章 新庁舎の建設場所について

新庁舎の建設場所について、網走市では地域説明会やまちづくりふれあい懇談会等を通じて市民説明を行い、たくさんの質問や意見等を聴取しました。

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会では、これらの意見等を参考に議論を行い、「金市館ビル跡地周辺敷地」を建設場所としました。

4-1 検討状況

網走市では、平成30年度に公共施設耐震化等対策室を設置し、耐震基準を満たしていない公共施設の耐震化対策を検討してきました。

この検討結果は、『公共施設耐震化等検討報告書』により、網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会に対し、市庁舎の建替えを最優先とする方針や各種視点から総合的に検討した結果、建設場所は、「金市館ビル跡地周辺敷地」を適地と判断した市の考え方について説明しました。

また、市民に対し、「新庁舎建設に向けた取組」に係る説明を53会場、約1,000名に実施し、寄せられた質問や意見等の内容についても、検討委員会に報告しました。

検討委員会では、上記の報告事項などを踏まえ、新庁舎の建設場所などについて、下記のとおり検討や議論を進めてきました。

【主な検討状況】

第2回新庁舎建設基本構想策定検討委員会（令和元年7月24日（水）開催）

○基本構想策定スケジュールについて確認

- ・「国の財政支援制度活用」を見据えて、網走市から提案のあった基本構想策定スケジュールに沿って、令和2年6月を成果の目途として、議論を進めていく

○建設場所についての議論

- ・津波災害を考慮した場合、中心市街地に建設するのが良いのか疑問である
- ・津波災害時に中心市街地で一時避難できる場所が必要である
- ・人口の密集度合が多い地区に建設するべきではないか
- ・まち全体を考えた総合的な判断が必要である
- ・バスを中心とした交通の利便性を考慮すると中心市街地は最適地である
- ・駐車場の関係などを考えるとまちの中心地が良い
- ・障がい者や高齢者のために、駐車場が広くとれる場所が必要である
- ・旧網走高校跡地に建設する可能性について

第3回新庁舎建設基本構想策定検討委員会（令和元年9月4日（水）開催）

○建設候補地を決定させる考え方について

- ・市役所の建設場所については、地方自治法や市の関連計画の総合計画、都市計画マスタープランとの整合性を取りながら決めなければならない
- ・都市計画マスタープランの土地の利用に関する方針として、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという考え方を基本として、公共施設の集約、統廃合や市街地の未利用地、空き家の有効活用を深めて、効率性に配慮した投資効果の高い土地利用を推進していく。また、拠点ネットワークの方針づくりでは、中心市街地をオホーツクの中核となる観光、行政、商業、業務拠点、都市拠点を形成することになっている。これを踏まえながら、議論していかざるを得ないのでは
- ・どこの候補地にしても一長一短があるので、建てる段階のコスト、スケジュール感、周辺地域との関連性など総合的に考えなければならない。視点を固定すると絶対にまとまらない

○金市館ビル跡地周辺敷地の議論（賛成意見）

- ・総合的に判断すると金市館ビル跡地周辺敷地
- ・下まちは、中心としての役割を果たしている
- ・中心市街地の活性化、都市計画マスタープランなどを踏まえると中心市街地
- ・将来の網走を考えると中心的な役割の場所として一番ふさわしい
- ・交通機関が一番整っている
- ・網走市全体を考えると中心的な場所、そして防災も考えると街中に大きな建物が必要である
- ・非常時に下に避難場所があるのは心強い
- ・災害時に対応できる建て方などが示せば賛成
- ・網走の中心地であるし、観光客の万が一の避難場所となる。国道にも2面に面している
- ・防災のサブ的な機能が高台の網走消防署南出張所にある
- ・市の財政も含めて、できるだけスピード感を持って早く、安いコストで建てることを考える
- ・人口減少で空洞化させて良いのかということを考えると庁舎は中心市街地
- ・隣接する民有地の取得について検討が必要である

○金市館ビル跡地周辺敷地の議論（反対意見）

- ・防災拠点としての懸念がクリアされていない
- ・金市館ビル跡地に建てたとして、本当に活性化できるか懸念がある
- ・津波災害、お金がかからない、更地、道道に面している、これらを考え駒場運動公園横の敷地が良い

＜表：新庁舎建設候補地の比較検討表＞

	① 現本庁舎敷地	② 金市館ビル 跡地周辺敷地	③ 除雪センター 敷地	④ 市営住宅潮見 団地整備余剰地	⑤ 市営桂町 球技場敷地
A 関連計画と 周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 関連計画との整合性は確保されている。 周辺環境に悪影響を及ぼすことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連計画との整合性は確保されている。 昼間人口の増加は、新たな商業の立地や周辺への経済波及効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方との整合性に課題がある。 周辺環境に悪影響を与えるおそれはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設を目的とした都市計画変更については、整合性に課題がある。 交通量増加等による周辺環境への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設を目的とした都市計画変更については、整合性に課題がある。 交通量増加等による周辺環境への影響が懸念される。
B 利便性と 交通体系	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、税務署、郵便局、道の駅、金融機関など行政機関や生活サービス施設が集積しており、利便性は高い。 国道に接しており、車道・歩道が広く平坦で安全性が高い。自動車交通の円滑性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、病院、商店街、飲食街など生活サービスに必要な機能は概ね備わっており、新庁舎建設により、さらに利便性は高くなる。 国道に接しており、車道・歩道が広く平坦で安全性が高い。自動車交通の円滑性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設によって利便性が高まることは期待できない。 広い駐車場が確保でき、自家用車での来庁者の利便性が向上する。 車道・歩道ともに狭く、安全性が劣る。また、勾配があるため不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、金融機関が点在しているが、生活サービスの利便性はあまり高くない。 広い駐車場が確保でき、自家用車での来庁者の利便性が向上する。 車道・歩道が広く安全性は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、宿泊施設などがあるが、生活サービスの利便性は低く、新庁舎建設によって周辺地区の利便性が高まることも期待できない。 道路幅員が狭く、勾配もあって安全性が低い。ため、不便である。
C 防災拠点としての 安全性と機能性	<ul style="list-style-type: none"> 国道 244 号線は、第一次緊急輸送道路に指定されており、関係官公署との連携を含め、緊急時の迅速な対応が可能である。 浸水想定区域外であるが、安全性を確保するための十分な対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国道 39 号線、国道 244 号線は、第一次緊急輸送道路に指定されており、関係官公署との連携を含め、緊急時の迅速な対応が可能である。 浸水想定区域外であるが、安全性を確保するための十分な対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が広大なため、災害対策拠点としての機能が発揮できる。 隣接する消防署との連携が期待できる。 緊急時に他の官公署との連携にタイムラグが生じる可能性がある。 津波や洪水等による浸水被害を受ける心配はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が広大なため、災害対策拠点としての機能が発揮できる。 近隣の消防署との連携が期待できる。 緊急時に他の官公署との連携にタイムラグが生じる可能性がある。 津波や洪水等による浸水被害を受ける心配はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の防災備蓄倉庫があり、緊急時の配備など、機動的に対応できる。 道路は急勾配で幅員も狭く、踏切もあることから、緊急時の新たなアクセス方法の検討が必要となる。 津波や洪水等による浸水被害を受ける心配はない。
D 経済性と 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 限られた敷地での建設のため、制限が大きくなる。 現庁舎の解体が必要のため完成までに時間を要する。 代替駐車場や仮庁舎の確保が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平坦な土地ではあるが、敷地面積は狭い。 商業地域に位置するため設計の自由度は高いが、敷地面積に制限があるため、高層建築物になる。 民有地の取得等の検討・協議が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積は広大だが、道路と高低差がある。 既存施設の移転や解体が必要となり、建設着手までに時間・経費を要する。 周辺道路や歩道の改良が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存市営住宅の建替えおよび入居者移転完了後でなければ建設着手は不可能である。 都市計画変更等が必要となり、建設着手までに時間を要する。 既存道路や埋設管等の移設、撤去等の経費が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存グラウンドの代替施設の確保等、建設着手までに時間・経費を要することが想定される。 都市計画変更等が必要となり、建設着手までに時間を要する。 周辺道路や歩道の改良が必要となる。

A 関連計画と周辺環境

- ・ 関連計画の整合性や周辺環境への影響とまちづくりの貢献について評価

B 利便性と交通体系

- ・ 他の公共施設等都市機能の集積や交通体系など市民の利便性について評価

C 防災拠点としての安全性と機能性

- ・ 災害発生時における関係機関との連携、浸水想定区域など安全性と機能性について評価

D 経済性と実現性

- ・ 建設等に係る経費や事業の実現性や早期性について評価

4-2 検討結果

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会では、新庁舎の位置について、市の関連計画との整合性を確認し、決定に関しては、総合的な判断が必要であることから、金市館ビル跡地周辺敷地を建設場所にすることとします。

建設場所については、第2回目の検討委員会から議論を進めてきましたが、第3回目の検討委員会で出席された全委員に、「建設位置はどこが良いのか。また、その理由」についてご発言いただきました。

各委員からは、「総合的に判断すると金市館ビル跡地周辺敷地」「中心市街地の活性化、都市計画マスタープランなどを踏まえると中心市街地」「交通機関が一番整っている」「網走市全体を考えると中心的な場所、防災も考えると街中に大きな建物が必要である」「網走市の中心地であるし、観光客の万が一の避難場所となる。国道にも2面に面している」「市の財政も含めて、できるだけスピード感を持って早く、安いコストで建てることを考える」「人口減少で空洞化させて良いのかということを見ると庁舎は中心市街地」などの賛成意見が出た一方で、「防災拠点としての懸念がクリアされていない」「金市館ビル跡地に建てたとして、本当に活性化できるか懸念がある」「津波災害、お金がかからない、更地、道道に面している、これらを考え駒場運動公園横の敷地が良い」などの反対意見も出されました。

最終的に検討委員会の判断としては、建設場所を「金市館ビル跡地周辺敷地」にすることを決定しました。



<図：金市館ビル跡地周辺敷地>

【網走市津波ハザードマップ】

想定した地震について

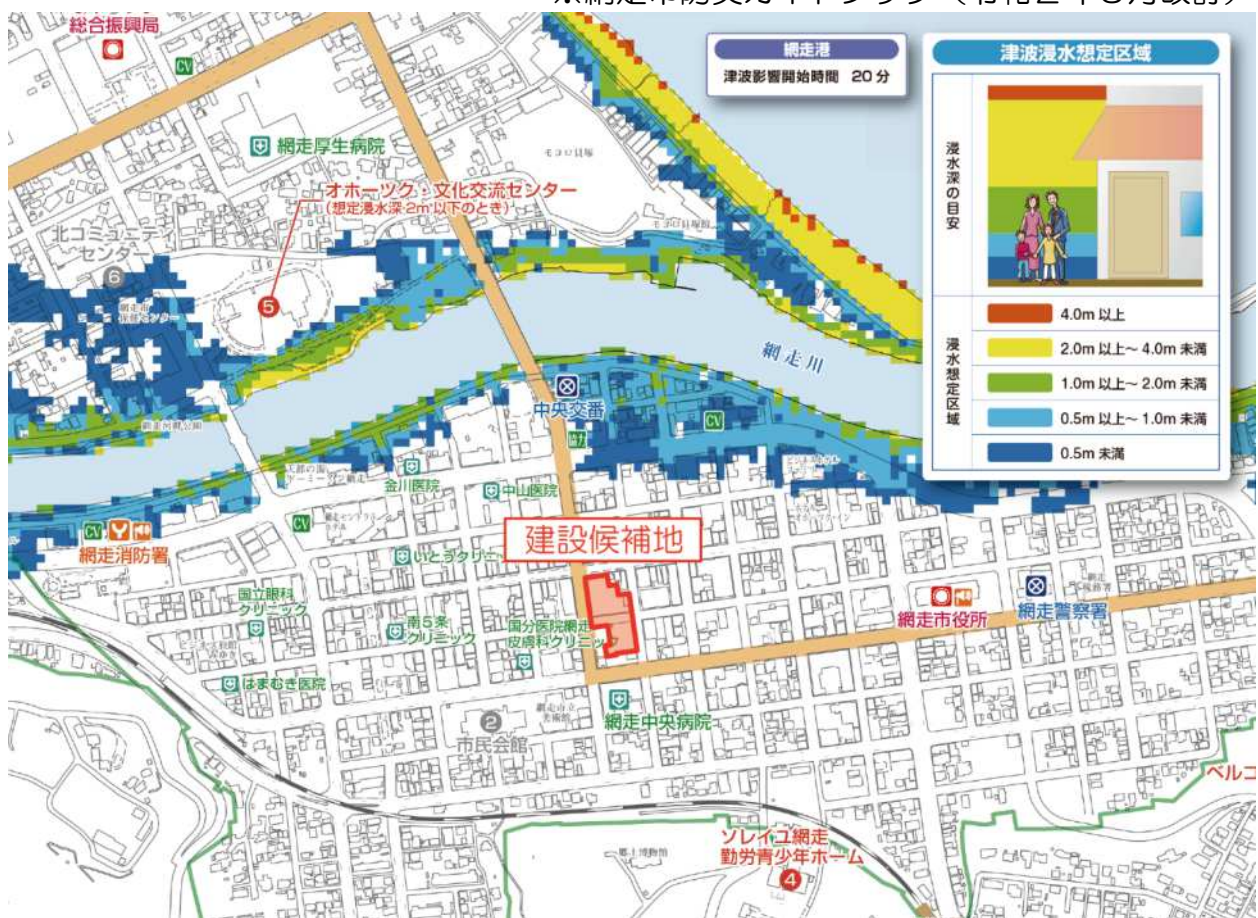
オホーツク海沿岸の津波シミュレーション（平成22年度 北海道調査）により、想定された浸水域、津波影響開始時間*3 を表記しています。

また、北海道では平成25年に点検・見直しを実施しています。

【震源地】能取岬沖約20Kmの逆断層

【地震の規模】Mw*4 7.51 震度6強

※網走市防災ガイドブック（令和2年3月改訂）



＜図：網走市津波ハザードマップ（抜粋）＞

*3 津波影響開始時間とは、地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（初期水位±20cm）が生じるまでの時間のこと。

*4 Mw（モーメントマグニチュード）とは、地震を起こした断層運動の強さを物理的に表した地震モーメントを、地震の大きさであるマグニチュードに換算したものを。

第5章 新庁舎の機能について

新庁舎建設にあたっては、構想編に記載した「基本理念」を実現するため、新庁舎に導入する機能を5つの基本方針に沿って検討します。

基本理念

市民に自然にやさしいスマート庁舎

〈表：5つの基本方針と新庁舎の導入機能〉

〈基本方針〉	〈導入機能〉
<p>基本方針1</p> <p>人にやさしく 市民に親しまれる庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口機能 … 5-1 ○行政事務機能 … 5-2 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能 … 5-3 ○議場・議会関連諸室機能 … 5-4
<p>基本方針2</p> <p>防災拠点となる庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点機能 … 5-5 ○セキュリティ機能 … 5-6
<p>基本方針3</p> <p>環境にやさしい庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷低減機能 … 5-7 ○維持管理機能 … 5-8
<p>基本方針4</p> <p>まちづくりの 拠点にふさわしい庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動機能 … 5-9
<p>基本方針5</p> <p>効率的で情報化に 対応できる庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT機能 … 5-10 ○情報セキュリティ機能 … 5-11

基本方針1：人にやさしく市民に親しまれる庁舎

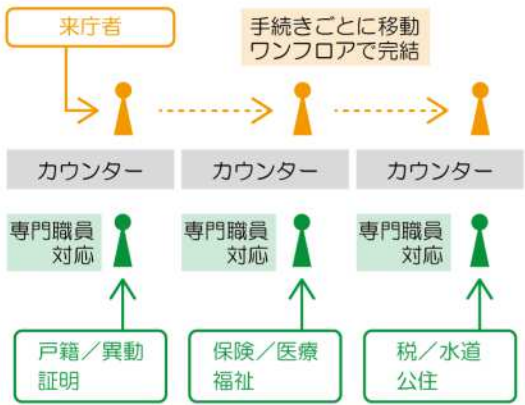
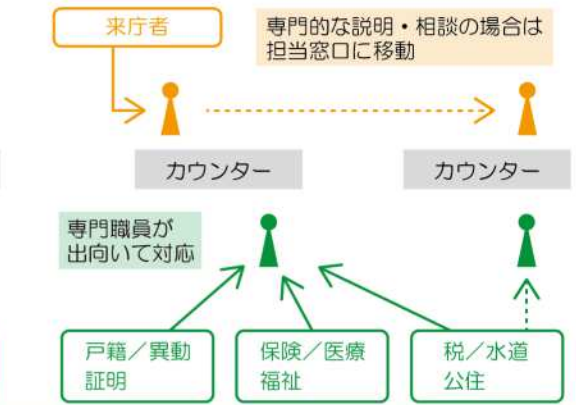
5-1 窓口機能

窓口業務を行う関連部署を低層階に集約し、市民の利便性を重視した配置とします。また、各窓口がわかりやすいサインを表示するとともに、手続きに伴う各種相談ができるようにプライバシーに配慮します。

(1) サービス形態

市民が利用しやすい行政サービスの実現に向けて、各種申請、届出・相談、手続き等の用件が同じフロアで済む「③ワンフロアストップサービス」を基本に検討します。

<表：想定されるサービス形態（①・②）>

項目	① ワンフロアサービス (関係課統合方式)	② ワンストップサービス (後方職員ローテーション方式)
概要	<p>担当部署ごとに窓口は分かれるが、市民利用の多い申請や届出、証明書発行などの窓口を、ワンフロアに配置して集約する。</p> 	<p>住民票、戸籍、年金、保険、福祉関係など、さまざまな手続きを一箇所で済ませることができる総合窓口を配置する。</p> 
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 関連する窓口を集約配置することで、手続きにかかる移動距離が短くなる。 対応窓口が明確で、専門的な対応が可能となる。 空いている窓口から利用することで、効率の良い手続きが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の手続きなどが一箇所で済むため、来庁者の移動が少ない。 ワンストップ窓口のため、利用する窓口がわかりやすい。 証明書発行などの事務に適している。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者は、手続きごとに窓口を移動しなければならない。 窓口のわかりやすい案内表示が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者が集中した場合、短時間で済む手続きと長時間を要する手続きが混在する為、待ち時間が長くなる可能性が高い。 専門的な制度の説明や相談が伴う場合、担当窓口への移動が必要となる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 関連部署を集約するスペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに応じた職員ローテーションの確立

<表：想定されるサービス形態（③）>

項目	③ ワンフロアストップサービス (≒①+②の併用)
概要	<p>窓口を一本化し、一つの窓口で複数の手続き（申請等）を行う。証明書の発行を専門とするものや、身体状況によりワンストップ対応が必要な方など、状況に応じて別途窓口を設ける。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の手続きなどが一箇所で済むため、来庁者の移動が少ない。 • ワンストップ窓口がベースとなるため、利用する窓口がわかりやすい。 • フリーカウンターは、来庁者の身体状況や繁忙期の臨時窓口など柔軟な利用が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 利用方法が時期により変化する可能性があるため、わかりやすい案内表示が必要となる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 的確に案内できる人材の育成

<表：現庁舎の主な窓口業務を行う部署一覧>

主な窓口業務を行う部署	
本庁舎 1 階	戸籍保険課 市民係・国民年金係・医療保険係
	社会福祉課 保護係・障がい福祉係
	介護福祉課 介護保険係・高齢者福祉係
	子育て支援課 こども家庭係
本庁舎 2 階	税務課 市民税係・固定資産税係・納税係
	建築課 住宅管理係
西庁舎 1 階	営業経営課 水道料金センター
保健 センター	健康推進課 健康推進係

(2) 窓口カウンター

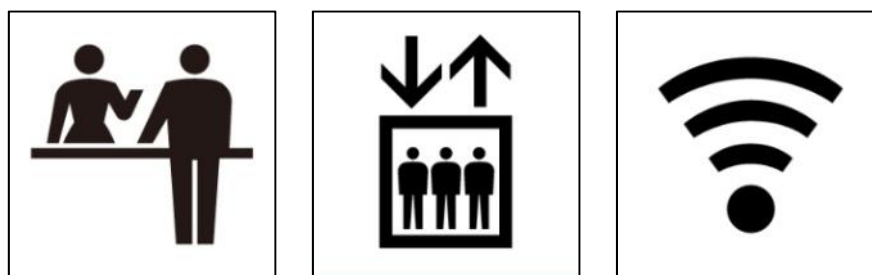
証明書交付、各種届出などの窓口は、車いす利用者に配慮し、高さが異なるカウンターを設置します。

各カウンターには、わかりやすいサイン（色使いやピクトグラム*5等）を表示し、誰もが利用しやすく円滑に行政サービスが提供できるカウンターデザインとします。

また、個人情報の保護やプライバシー等に配慮し、各窓口カウンターには仕切りを設置します。



<窓口カウンターの設置事例（山梨県甲府市役所）>



<ピクトグラムの事例>

*5 ピクトグラムとは、一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つである。地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられる。

(3) 相談スペース

相談スペースはプライバシーに配慮し、来庁者が安心して相談できるように、パーティションで仕切られたスペースや個室などを設置します。



<相談スペースの設置事例（茨城県土浦市役所）>

5-2 行政事務機能

人口減少による行政機能のコンパクト化や、建設コストの削減を念頭に置き、執務スペースは、間仕切りのないオープンフロアを基本とし、効率的で最小限の床面積とするため、ユニバーサルレイアウトの導入やファイリングシステム*6を導入します。

(1) 執務スペース

従来のレイアウトは、担当課ごとに机で「島」を作っているため、担当課内のコミュニケーションは取りやすいものの、人数によって無駄なスペースや、レイアウトが煩雑になるデメリットがあります。

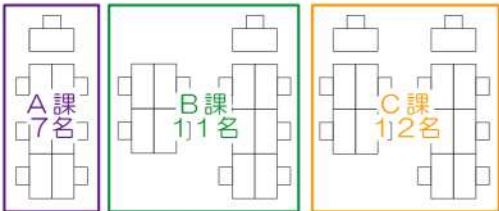
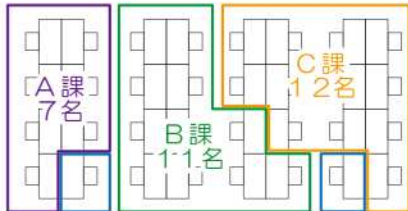
ユニバーサルレイアウトは、机の配置を固定化し、移動式のキャビネットなどを使用することで、人数の変化等に応じて職員の移動が可能になるものです。

市庁舎は、人口減少による職員数の変化や情報通信技術の革新などにより、将来的に執務スペースの利用状況が変化することを見据え、コンパクトかつ柔軟で効率的な職場配置を可能とするユニバーサルレイアウトを導入します。

また、日常的に使用する打合せ・作業スペースを各フロアに確保します。

*6 ファイリングシステムとは、文書、帳票などの管理・保管をシステム化したもの。文書等が共有化され、文書量の削減や迅速に取り出せるなどの効果が期待される。

<表：執務スペースのレイアウト比較>

項目	従来のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	 <p>人数の違いにより空きスペースが生じる。人数の変化に対応しにくい。</p>	 <p>共用スペースや増員スペースとして有効活用を図ることが可能。必要スペースも縮小可能。</p>
「島」構成	<p>原則、課・係ごとに「島」を構成。課・係長の席が見通しの良い場所に置かれるケースが多い。</p>	<p>課・係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課・係が混在する場合がある。課・係が複数の「島」にまたがり分散化することがある。</p>
スペースの有効活用	<p>「島」を構成する机の数や位置により、スペースに無駄が生じる。</p>	<p>規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。</p>
コミュニケーション	<p>課・係内のコミュニケーションが図りやすい。</p>	<p>課・係内のコミュニケーションがとりやすく、加えて、課・係を超えたコミュニケーションも図りやすい。</p>



<ユニバーサルレイアウトの活用事例（埼玉県北本市役所）>

(2) 会議室・書庫等

会議室は、会議形態や利用人数に合わせて柔軟に対応できるように、可動間仕切りを採用します。

執務スペースに資料等の保管場所を確保するとともに、増え続ける行政文書に対して、ファイリングシステムの導入や文書の電子化を進め、保管文書のスリム化と書庫スペースの効率化を図ります。

労働安全衛生規則に基づく休養室を設置するとともに、着衣等を収納するスペースなどを設置します。



<可動間仕切りを活用した会議室（北広島市役所）>



<ファイリングシステム導入のイメージ>

5-3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能

来庁者が目的の場所にスムーズに行ける仕組みづくりや、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい施設とします。

導入にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、さらに「北海道福祉のまちづくり条例」における整備基準を目標とします。

(1) フロア案内

来庁者の目的である窓口を案内する、総合案内を設置します。また、国籍や性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人にとって施設配置がわかりやすい案内表示板を設置します。

(2) 移動空間

出入口や通路の段差をなくし、車いす利用者や高齢者、子ども等が安全に移動できるように配慮します。

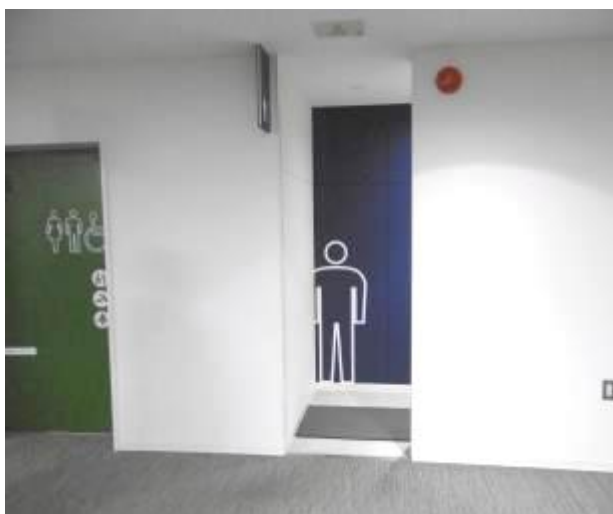
また、上下階への移動が容易となるように、主要な出入口からわかりやすい位置に、エレベーターを設置します。

さらに、庁舎入口付近には、障がいがある方などに配慮した駐車場を設け、雨に濡れずに庁舎内に入入りできるように、ひさし等を設置します。

(3) トイレなど

各階にオストメイトや車いす対応の多目的トイレを設置し、子育て世代や高齢者など多様な来庁者へ対応できるスペースを整備します。

また、乳幼児を連れた来庁者のために、授乳室やキッズスペース等を設置します。



<トイレ表示サインの事例（札幌市白石区複合庁舎）>

5-4 議場・議会関連諸室機能

議会機能については、市政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置や市民に開かれた議会になるように検討します。

(1) 市民に開かれた議会

議場や通路等は、ユニバーサルデザインを基本とし、より一層市民に開かれた議会となるように検討します。

(2) 議会関連諸室の整備

委員会室や議員控室、正副議長室等の関連諸室に関しては、議会活動を円滑で効率的に実施できるように配置します。

(3) 議会情報発信

来庁した市民が、容易に議会情報を入手できる環境を整備します。

基本方針2：防災拠点となる庁舎

5-5 防災拠点機能

災害発生時には、庁舎内に災害対策本部を設置し、情報の迅速な収集や発信、関係機関との連携、救援・復旧活動の指揮を担う防災拠点となるほか、継続して業務を行う必要があります。

また、想定外の津波・洪水などが発生した場合には、周辺住民等の一時避難場所としても利用します。

(1) 災害対策本部の整備

庁舎内に災害対策本部を設置するスペースや関連機器を整備します。

また、業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は浸水対策のため、中層階以上に設置します。

さらに、サーバー室や災害情報等の機器類には、免震対策を行います。

(2) 業務継続計画（BCP）に求められる施設整備

災害時における業務継続計画（BCP）を策定し、優先的に再開する業務に必要な諸室や必要機器等を整理します。

(3) 業務継続に必要なライフラインの確保

災害対策本部機能を含めた業務継続のため、国の指針に基づき「72 時間」外部からの供給なしで非常用電源を稼働できる環境を整備します。

また、一定期間の業務継続に必要な燃料や飲料水等を確保します。

(4) 一時避難場所の確保

周辺住民等が想定外の規模の災害が発生した際に、一時避難できるスペースを確保します。

また、想定外の津波・洪水などが発生した場合の一時避難場所は、中層階以上の会議室等を活用します。

5-6 セキュリティ機能

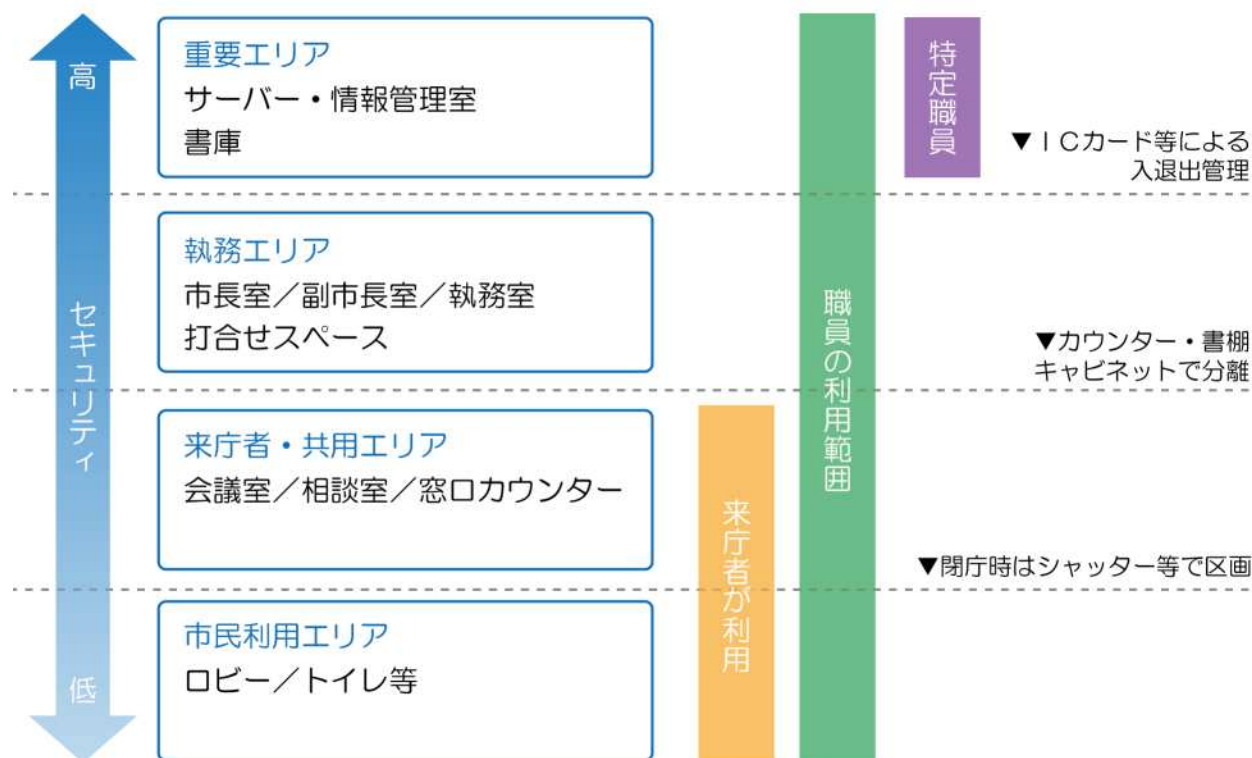
庁舎内の防犯対策に取り組むとともに、市民の個人情報や行政情報など重要な情報を多数取り扱うことから、入退室の管理や情報の保護を徹底し、セキュリティ機能を高めます。

(1) 入退室管理

各諸室やエリアの重要度に応じたセキュリティレベルの設定を行い、レベルに合わせた入退室管理を行います。

サーバー室や書庫等高いセキュリティ管理が求められる場所には、ICカード等による施錠により、入退室管理を行うなど、特定の職員しか入室できない環境を整備します。

閉庁時にイベント等で開放する場合は、市民利用エリアと執務室エリアをシャッター等で区画します。



<図：新庁舎におけるセキュリティレベルのイメージ>

(2) セキュリティ対策

庁舎内に防犯カメラを設置し、防犯・警備体制を整えるとともに、市民が利用する共用エリアと執務エリアを区分し、個人情報保護に配慮した執務室や座席のレイアウトとします。

基本方針3：環境にやさしい庁舎

5-7 環境負荷低減機能

新庁舎が果たすべき役割となる「環境への配慮」として、省エネルギーや省資源化による環境負荷の低減を検討します。

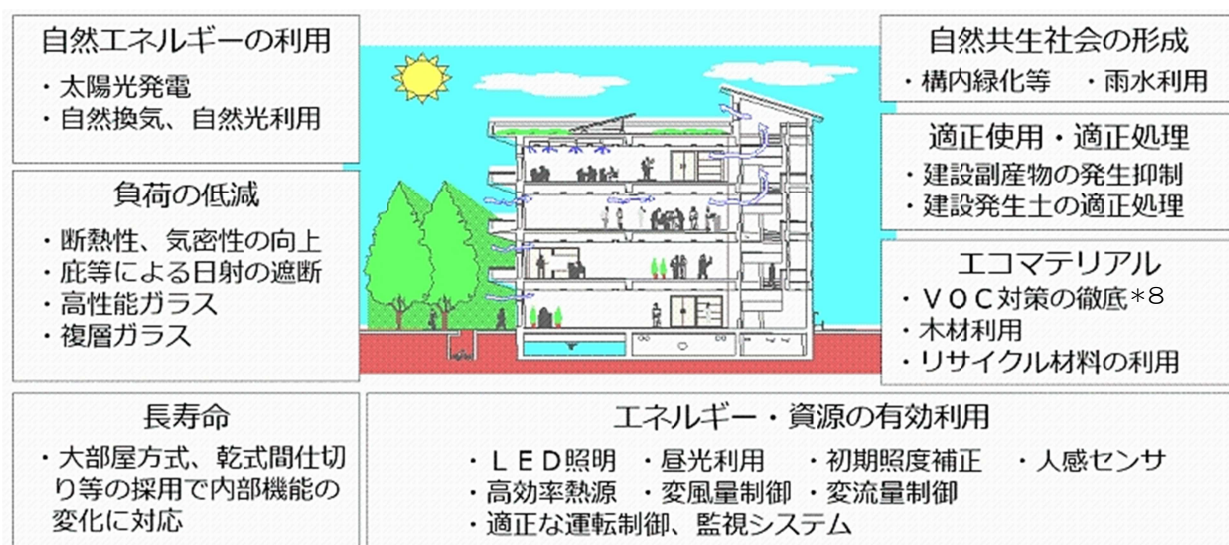
(1) 省エネルギーの推進

自然採光や自然通風の有効活用や、外断熱工法や断熱サッシ、遮熱性や耐久性の高い防水工法等の採用により、エネルギー消費量の削減を目指します。

また、エネルギー管理システム^{*7}の導入による、照明や空調設備の自動運転制御について検討します。

(2) 再生可能エネルギーの活用

電力消費や冷暖房負荷が軽減できるように、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入については、運用コストなど総合的に比較検討します。



＜図：環境負荷低減に配慮した官庁施設イメージ（国土交通省HPより）＞

*7 エネルギー管理システム（EMS）とは、センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電の実現や、機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムのこと。

*8 VOCとは、揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤などに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどの総称です。「頭やのどが痛い」「めまいや吐き気がする」などの症状が出る「シックハウス症候群」の原因の一つとされています。

5-8 維持管理機能

新庁舎は、長期間利用できるように、将来の組織体制や職員数の減少などの変化も見据え、柔軟性や融通の利くスペース作りを検討するとともに、設備の保全や更新なども効率よく柔軟に対応できるように整備します。

また、長寿命化については、高耐久化とコスト面も考慮しながら検討します。

(1) 柔軟性や融通性の確保

オープンフロア*⁹・フリーアクセスフロア*¹⁰・ユニバーサルレイアウト・可動式間仕切り壁の採用等、レイアウトの自由度が高く、将来の組織体制や職員数の減少などに対応できるように整備します。

(2) 設備の保全・更新時への配慮

配管・配線・ダクトスペースは、点検や修繕が容易に行えるように設置します。

また、冷暖房、給排水、電気設備をゾーニングや系統分けをすることにより、効率よく柔軟に対応できるように整備します。

(3) 建築物の長寿命化

長期的な使用に十分耐えうるように、柱・梁・床等の高耐久化を図ります。

また、コスト面では、建築費用からメンテナンス、廃棄時の費用までの生涯費用を考慮しながら検討します。

*9 オープンフロアとは、壁や間仕切りのない開放的な空間のことで、デスク等の什器を自由にレイアウトすることが可能である。

*10 フリーアクセスフロアとは、床下に電源や通信用の配線、空調設備などの機器を収納するスペースを確保した床で、支柱やパネル等で床上げした工法（二重床）が挙げられる。

基本方針4：まちづくりの拠点にふさわしい庁舎

5-9 市民活動機能

まちづくりの拠点としての役割を担うため、各種情報を発信するスペースや市民が自由に過ごすことができる待合スペースを設置します。

また、駐車場は、イベント等で市民が活動・交流できるスペースとして活用します。

(1) 待合スペース

市民が自由に過ごすことができる待合スペースを設置します。

車いすやベビーカーなどの通行に支障がないゆとりあるスペースとし、来庁者が親しみやすく網走らしさを感じられる空間を整備します。

行政情報のほか、文化や歴史、観光や防災等に関する各種情報が得られる情報発信スペースを設置します。

(2) 屋外スペース

屋外スペースは、駐車場の他にイベントや市民活動・市民交流にも活用できるスペースとします。



<七福神まつりの様子>



<ノーストランクプラザの様子>

基本方針5：効率的で情報化に対応できる庁舎

5-10 ICT機能

情報通信技術の革新により、将来的に市民などへ提供するサービス形態も変化する可能性があります。

例えば、これまで紙面で行っていたサービスの電子化や、インターネットを活用した窓口案内の導入などがあげられます。

これらは、他市町村で既に導入・検証が行われており、人口減少や高齢化が進む本市においても、市民などへ提供するサービスや行政事務にICT機能を導入し、利便性の向上や業務の効率化を推進します。

(1) 市民などへ提供するサービス

ICT機能を活用し、窓口申請の手続きや庁舎外での簡易的な証明発行等を実現できる環境を整備します。

また、待合スペースなどには、フリーWi-Fiを設置し、来庁者への利便性向上を図ります。

(2) 行政事務に係るICT機能導入に向けて

会議や打ち合わせなどにICT機能を導入し、ペーパーレス化を図るとともに業務の効率化を推進します。

また、フリーアクセスフロアを導入し、将来のICTの進展に対応できる環境を整備します。

5-1-1 情報セキュリティ機能

ICT機能の導入に向けては、情報セキュリティを確立することが重要です。

庁舎内では、市民の個人情報を扱うため、電子データの漏洩や災害時のデータ消失などのリスクを回避するために、セキュリティレベルやバックアップ機能の強化を行い、安全・安心な庁舎内ネットワークの形成を目指します。

(1) セキュリティレベルやバックアップ機能の強化

各業務サーバーのメンテナンスやセキュリティを考慮した、サーバー室を設置します。

また、サーバー室は、網走市情報セキュリティポリシーに基づき、ICカード等による入退室管理を行うなど、特定の職員しか入室できない仕組みを構築します。

さらに、日常の業務に支障をきたさないように、バックアップ機能の強化を行います。

(2) 庁舎内ネットワークの形成

庁内無線LAN等の導入にあたっては、アクセス制限の範囲を明確にするなど、セキュリティレベルを設定し、安全・安心な庁舎内ネットワークの形成を目指します。

第6章 新庁舎の規模について

新庁舎の規模については、新庁舎に配置する職員数や部署などを整理します。

また、新庁舎に必要な面積・規模を算定するとともに、駐車場の規模についても検討を進め、コンパクトな庁舎の実現を目指します。

6-1 新庁舎に配置する部署及び職員数

新庁舎に配置する部署は、本庁舎、西庁舎、保健センターに分散している部課を集約し、職員数はその人数を基準に検討します。

また、議員数については、条例に規定されている定数を基準に検討します。

(1) 部署

現庁舎は、本庁舎や西庁舎などに分散していますが、社会教育部や子育て支援課の一部を除いた部署を全て集約することを基本とします。

また、健康推進課については、現在、保健センターに配置していますが、集約することで検討します。

(2) 職員数

新庁舎の面積算定に用いる職員数は、令和2年4月1日現在の本庁舎、西庁舎、保健センターに在籍する職員（会計年度任用職員等含む）347人を基準とします。

(3) 議員数

議員数は、「網走市議会議員定数条例」に規定されている16人を基準とします。

＜表：新庁舎に配置する部署及び職員数一覧 令和2年4月1日現在＞

区分	部門	部課名	職員数（人）	
窓口機能	窓口部門 市民が主に利用する各種手続き、相談窓口に関する部署	企画総務部 税務課	24	
			市民活動推進課	7
		市民環境部 戸籍保険課	23	
			生活環境課	11
			社会福祉課	20
		健康福祉部 介護福祉課	17	
			子育て支援課	10
			健康推進課	19
		建設港湾部 建築課（住宅管理係）	5	
		水道部 水道料金センター	7	
	会計課	4		
行政事務機能	企画・総務部門	市長・副市長・教育長	3	
		部長・部次長	14	
	市長、副市長をはじめ、総務機能を有する部署	企画総務部 企画調整課	14	
			総務防災課	8
			職員課	6
			財政課	8
	管理・専門部門	企画総務部 情報政策課	6	
		学校教育部 学校教育課	14	
	市民の直接利用が少ない管理・専門部署	農林水産部 農林課	16	
			水産漁港課	8
		観光商工部 観光課	12	
			商工労働課	12
	設計施工・管理部門	建設港湾部	建築課（建築係）	5
			都市整備課	14
			都市管理課	14
		建築・土木・水道などの設計施工・管理に関わる部署	港湾課	5
			水道部 営業経営課	8
		上水道課	9	
		下水道課	6	
	その他の部門	庁舎整備推進室	2	
議会事務局		5		
選挙管理委員会		2		
監査事務局		3		
農業委員会		6		
合計			347	
（うち、特別職含む正規職員 290人）				

6-2 新庁舎の面積

新庁舎の面積は、市民サービスや業務効率の低下を招くことのないよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能や防災拠点機能、プライバシーの確保など、現庁舎で課題となっている機能性を確保することを前提に検討します。

さらに、建設費用についても将来に過度な負担を残すことのないよう、今後の人口減少を見据えた必要最低限の規模を念頭に、面積縮小に向けて取り組みます。

(1) 現庁舎の面積

本庁舎及び西庁舎の合計面積は、概ね7,000㎡となっており、職員が窓口業務及び行政事務を行う「執務室」、廊下や階段、トイレなどの「共用部」、会議室や書庫などの「その他」に分けて積算すると次のとおりとなります。

<表：本庁舎、西庁舎の面積（㎡）>

	本庁舎	西庁舎	合計
執務室 (職員が勤務する事務スペース)	1,647.8 ㎡	921.4 ㎡	2,569.2 ㎡
共用部 (廊下、階段、ホール、トイレ、売店、出先機関など)	1,546.0 ㎡	421.3 ㎡	1,967.3 ㎡
その他 (会議室、書庫、更衣室、機械室、警備室など)	1,235.7 ㎡	264.7 ㎡	1,500.4 ㎡
議会	684.1 ㎡	— ㎡	684.1 ㎡
合計	5,113.6 ㎡	1,607.4 ㎡	6,721.0 ㎡

(2) 国の基準や他市の事例との比較

面積算定にあたり、国の定める基準を参考に試算した面積と比較します。

また、道内市町の庁舎事例や当市と人口規模が類似している自治体の庁舎面積等を参考に比較検討します。

<表：国の面積算定基準による算定結果>

各算定方法		試算値
A	国土交通省「新営一般庁舎面積積算基準」(地方小官署) +補正值による試算	7,441.5 m ²
B	総務省「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」 +補正值による試算	9,229.4 m ²
C	総務省「令和元年度 地方債同意等基準運用要綱」 による試算	14,810.4 m ²

<表：全国庁舎建設事例>

自治体名 (庁舎竣工年)	人口 (平成31年3月末)	庁舎延床面積	職員数(入居者数) (基本計画策定時)	職員1人当り面積
網走市	34,898人	約7,000.0 m ²	347人	20.17 m ² /人
北海道	北広島市 (H29)	10,460.7 m ²	408人	25.64 m ² /人
	幕別町 (H28)	5,217.6 m ²	171人	30.51 m ² /人
	砂川市 (R3 予定)	5,760.3 m ²	186人	30.97 m ² /人
	富山県黒部市 (H27)	9,676.5 m ²	250人	38.70 m ² /人
鳥取県雲南市 (H27)	37,671人	7,628.4 m ²	253人	30.15 m ² /人
愛媛県伊予市 (H29)	37,177人	5,985.1 m ²	220人	27.20 m ² /人

(3) 新庁舎の必要面積

新庁舎に必要な面積は、本庁舎及び西庁舎の合計面積である約7,000m²を基本に、ファイリングシステムやユニバーサルレイアウト等の導入により、面積縮小に取り組み、今後実施する設計において決定します。

また、議会・議会関連諸室機能に必要な面積は、議員数に応じて議場の面積を検討するほか、議会事務局事務室や正副議長室、委員会室等の関連諸室を含めた適正な面積を検討します。

6-3 駐車場の規模

現在、来庁者用駐車場については、本庁舎に59台、西庁舎に8台の合計67台が駐車できます。

「新庁舎建設に関する市民アンケート（令和元年10月実施）」により、市役所を訪れる際に利用する主な交通手段の設問では、約8割の方が「自家用車で来庁される」という結果となっています。

なお、例年3月下旬から4月初旬の転出・転入申請時期や各種会議の開催が重なった際に、本庁舎駐車場が不足し、職員が駐車場整理を行うことがあります。年に数日間程度対応することで調整できています。



<図：現庁舎の駐車場の状況>

(1) 来庁者用駐車場

来庁者用駐車場の必要台数は、一般的な駐車台数算定方法として用いられる「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫・著）及び「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正・著）^{*11}により、網走市の将来の人口推計や市民アンケート結果も考慮しながら試算すると、来庁者用駐車場の最大必要台数は72台/日となります。

このことから、来庁者用駐車場は、現状以上の72台分の駐車スペースを確保するとともに、管理手法や利用しやすい環境整備などについて検討します。

*11 駐車台数の算定について、他自治体の庁舎基本計画で採用実績のある計算法を採用しています。（北海道士別市・北海道岩見沢市・高知県中土佐町・群馬県板倉町他）

<表：駐車台数の算定>

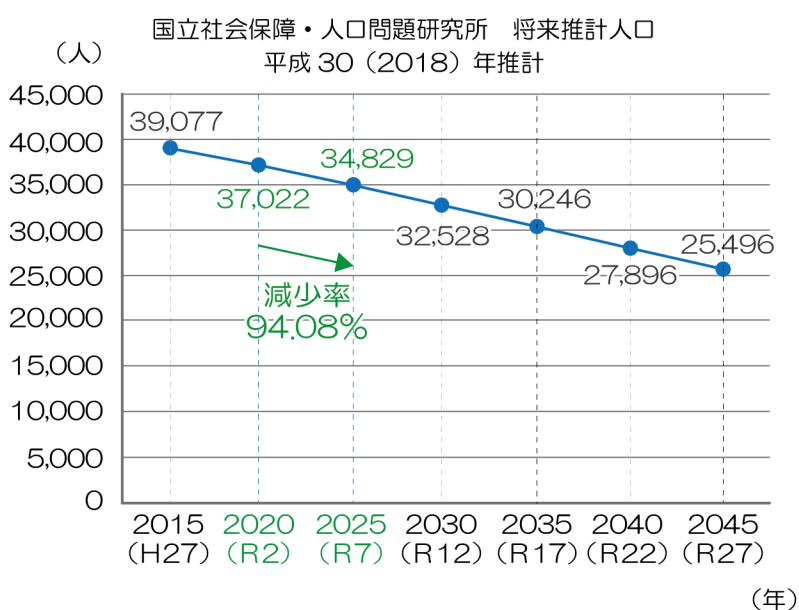
○来庁者駐車場算定の要件			
網走市人口		32,916 人	※令和 7（2025）年の人口推計値（※）
来庁者の割合	窓口	0.9%	※市・区・町・役所の窓口事務施設の調査より
	窓口以外	人口の 0.6%	
自動車での来庁者割合		80.00%	※市民アンケート結果より
集中率		30.00%	※最大滞留量の近似的計算法より
平均滞留時間	窓口	20 分 仮定	※窓口 15 分、移動 5 分
	窓口以外	60 分 仮定	



○一日あたりの来庁台数						
利用場所	網走市人口		来庁者割合		自動車保有率	来庁台数
窓口	32,916 人	×	0.9%	×	80.00%	237 台/日
窓口以外		×	0.6%	×		

利用場所	来庁者台数		集中率		平均滞留時間	必要駐車台数
窓口	237 台/日	×	30%	×	20 分/60	24 台/日
窓口以外	158 台/日	×		×	60 分/60	48 台/日
合計						72 台/日

（※）令和 2（2020）年 1 月末の網走市住民基本台帳人口 34,988 人に、国立社会保障・人口問題研究所の網走市の人口推計のうち、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年の人口減少率 94.08% を乗じた、令和 7（2025）年の人口推計値。



(2) 公用車駐車場

現在、本庁舎敷地内及び周辺市有地に56台の公用車を配置しています。

新庁舎敷地内には、緊急時に対応する数台分の公用車駐車場を確保しながら、その他の公用車は、現在の本庁舎駐車場等に配置することで検討します。

(3) その他

高齢者や障がい者、妊産婦などに配慮し、ユニバーサルデザインを基本とした駐車場を確保します。

また、夏季における自転車等の利用も考慮し、駐輪場として活用できるスペースを確保します。

第7章 新庁舎の建設計画について

新庁舎は、中心市街地にある「金市館ビル跡地周辺敷地」に建設することとし、配置計画や建築計画及び構造計画の整理を行い、新庁舎の建設計画について検討します。

7-1 配置計画

(1) 建設地の状況

網走市都市計画マスタープランにおいて、行政・商業・業務機能の中心を担い、市民や観光客の交流の場としての「都市拠点」のエリアに位置づけられています。

また、新庁舎の建設地の周辺は、古くからの商業地であり、さらに多くの金融機関、医療機関をはじめ、市民・観光客が利用する飲食店街や公的住宅を含む住宅地が混在し、網走中央商店街（apt.4）と国道244号線に接する網走市の中心市街地に位置しています。



<図：建設地周辺の概要>

(2) 民有地取得の検討

建設地周辺で営業している店舗や事業所については、土地の取得費及び移転費に加え、代替地の手当など、費用が多額になることや、交渉に時間を要することから、建物のある敷地については、困難な状況であると推測します。

市有地に隣接し、更地になっている民有地の取得については、取得することにより、建物の設計の自由度が高まり、さまざまな建築計画の検討が可能となることから、積極的に取得する必要があります。

(3) 建設地

建設地は、3つの所有者に分かれています。

① 金市舘ビル跡地（青色）は、網走中央商店街振興組合が所有しています。

② 市道南5条通（橙色）は、国が所有しています。

③ 市道南5条通の南側（緑色）は、網走市が所有しています。

なお、市道南5条通は、廃道とすることを想定し、新庁舎の建設敷地とします。

新庁舎の建設敷地については、以下の2案で検討します。

【A案】

A案では、金市舘ビル跡地 $2,160.88\text{m}^2$ 、市道用地約 550m^2 、市有地 $1,226.52\text{m}^2$ の合計約 $3,937.40\text{m}^2$ を新庁舎の敷地面積とします。

所在地：南4条東1丁目8番、9番、10番3

南5条東1丁目1番、2番、3番、8番1、9番、10番

南6条東1丁目2番2、3番2、4番3

用途地域：商業地域/準防火地域

敷地面積：約 $3,937.40\text{m}^2$

建ぺい率：80%（角地緩和90%）

容積率：400%

【B案】

B案では、現在、駐車場として利用されている隣接地（民有地） 856.08m^2 （ $508.98\text{m}^2+347.10\text{m}^2$ ）を加えた約 $4,793.48\text{m}^2$ を新庁舎の敷地面積とします。

所在地：南4条東1丁目8番、9番、10番3

南5条東1丁目1番、2番、3番、7番、8番1、8番2、9番、10番

南6条東1丁目2番1、2番2、2番3、3番1、3番2、4番3

用途地域：商業地域/準防火地域

敷地面積：約 $4,793.48\text{m}^2$

建ぺい率：80%（角地緩和90%）

容積率：400%

(4) 配置イメージ

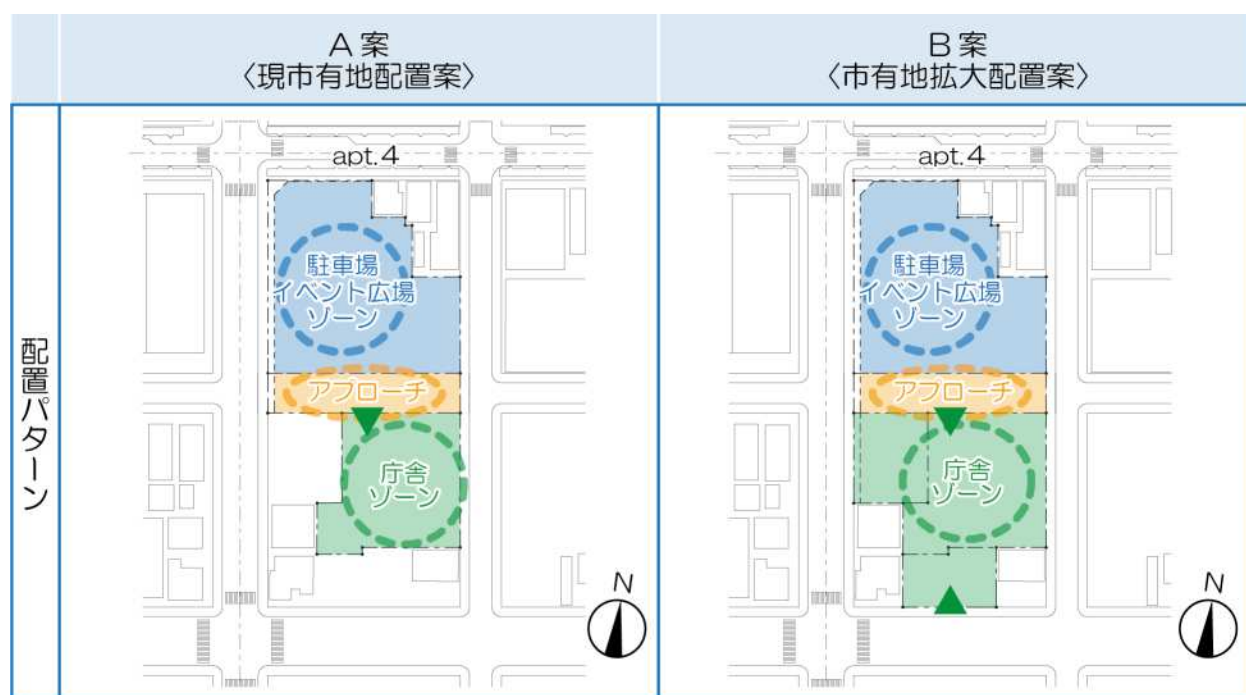
A案、B案ともに、金市舘ビル跡地及び市道敷地を駐車場・イベント広場ゾーンとして活用します。

庁舎を建設する庁舎ゾーンは、A案では市有地を活用します。また、B案では市有地及び隣接地を活用します。

B案の場合、各階の床面積を広く確保できることから、設計の自由度が高まり、さまざまな建築計画の検討が可能になります。

また、庁舎ゾーンが国道244号に面することから、A案に比べて、庁舎への出入りやバス利用者など市民の利便性が向上します。

<表：配置イメージの検討>



(5) 建物ボリュームの検討

新庁舎の面積を7,000㎡で計画した場合、建物の高さは、A案で8階建て程度となり、B案で6階建て程度になることが想定されます。

設計段階では、建物ボリュームが周囲に与える影響や市民の利便性、業務効率化などを考慮しながら検討します。

<表：建物ボリューム（建築・延床面積、階、高さ）のイメージ>

建物ボリュームのイメージ	
A案	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 50%;"> <p>建物ボリュームイメージ（8階建て）</p> <p>建築面積：875.00 m² 延床面積：7,000.00 m² 階高：4m 高さ：32.5m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地内に建設する案 ・周囲と比較し高い建物となる ・階高調整により31m以下も可能 </div> </div>
B案	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 50%;"> <p>建物ボリュームイメージ（6階建て）</p> <p>建築面積：1,165.00 m² 延床面積：7,000.00 m² 階高：4m 高さ：24.5m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接私有地も含めた検討案 ・周辺に同じ階数の建物あり ・南側空きスペースへの拡張も可能（現状はアプローチや駐車場を想定） </div> </div>

7-2 建築計画

市民が利用しやすく、職員の業務効率を高める平面モデル、コア配置と廊下位置の組み合わせ、階層計画を整理し、設計時の詳細な検討に向けて方向性を示します。

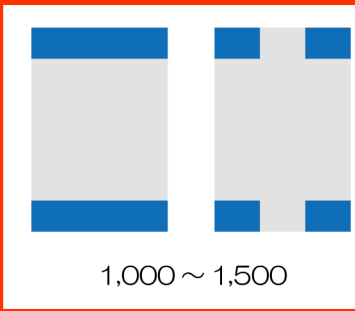
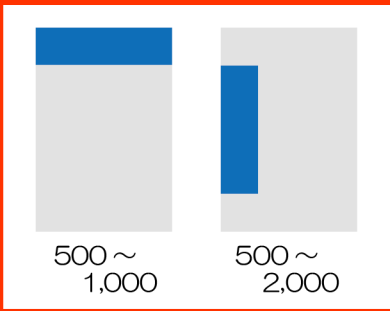
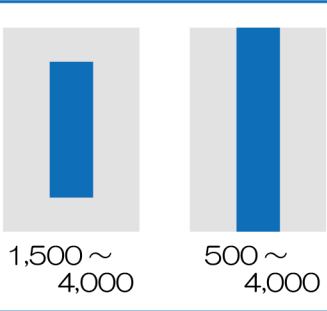
(1) 平面モデル

新庁舎のレイアウトを検討するにあたり、コア（階段・エレベーター・トイレなど）の配置パターンを確認します。

「7-1（4）建物ボリュームの検討」のとおり、1フロアあたりの床面積は、800～1,200㎡程度が想定されます。

1フロアあたりの床面積を考慮し、見通しが良く、市民が利用しやすい窓口・執務スペースを確保するために、中央コア等は避け、分散コア・偏心コアの採用を前提に、効率的な面積利用を重視して検討します。

<表：コアの配置パターン>

	分散コア	偏心（片側）コア	その他（中央コア等）
コア (フロア)	 <p>1,000～1,500</p>	 <p>500～1,000 500～2,000</p>	 <p>1,500～4,000 500～4,000</p>
	小規模～中規模向け	小規模～中規模向け	中規模～大規模向け
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画（二方向避難）が容易 構造が検討しやすい 支援機能との動線が短くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 執務室を整形に確保できる 採光が確保しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 支援機能との動線が短くなる 構造が検討しやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 採光確保を十分に検討 小室配置の場合は廊下を間に設けるためレントラブル比*12が低下 	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画を十分に配慮 十分な構造検討が必要 支援機能と距離が長くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積が小さい場合は執務室が狭くなる

*12 レントラブル比とは、延床面積あたりの執務室等専有面積の比率のこと。

(2) コア配置と廊下位置の組み合わせ

分散コア・偏心コアを軸に、執務室や廊下の組み合わせを検討しながら、市民が利用しやすく、窓口業務や行政事務の効率を高める配置案を整理します。

〈表：コア配置と廊下位置の組み合わせ〉

	基本パターン	特徴
分散コア	<p>コアで各諸室を挟む両端コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 廊下に沿ってカウンターを設置することで、多くの窓口を確保できる。 来庁者と職員の動線の分離が図りやすい。 待合スペースと廊下の分離が図りやすい。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務室が2分割され、将来のフロア内の組織、職員数増減への対応の柔軟性が劣る。 執務室が廊下に囲われるため、来庁者の目に触れないよう配慮が必要な作業等は別途検討が必要である。
	<p>廊下が執務室を囲う分散コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁面に廊下があり、カウンター周辺の採光に優れ、来庁者の快適性が高い。 業務支援諸室（書庫など）がまとまって面積が確保されるため、業務効率に優れる。また、執務室と隣接するため、動線が短く、職員の業務効率が高い。 来庁者と職員の動線の分離が図りやすい。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 廊下面積が増える傾向にあるため、有効スペースを確保する効率的な設計が求められる。
偏心コア	<p>廊下を囲うように配置する片側コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 来庁者の動線が短くなり、利便性が高くなる。 廊下に沿ってカウンターを設置することで、多くの窓口を確保できる。 執務室に採光を確保しやすい。 廊下面積を抑えることができ、レントラブル比が高い傾向となる。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務支援諸室と執務室は隣り合うが、動線が長くなり、業務効率が低下する恐れがある。 廊下の採光が乏しく、来庁者の快適性は劣る。

執務室 : 窓口業務/行政事務

業務支援 : 会議室/書庫/更衣室等

コア : 階段/エレベーター/トイレ等

廊下 : 主要な廊下

(3) 階層計画

新庁舎は、市民の利便性や災害時の対応、一時避難機能を考慮して、概ね以下の階層構成とします。

○市民利用エリア

市民が利用しやすく、必要に応じて多目的に活用できるように、市民が集うロビーや待合スペース等は、アクセスが容易な低層階に配置します。

○窓口業務エリア

市民の利用頻度が高い窓口をアクセスが容易な低層階に配置し、関連部署を近接させるなど利便性の高い配置とします。

○行政事務エリア

市民の利用頻度が低いことから、中高層階に配置し、業務の関係性が高い部署間の連携を考慮した配置とします。

○議会エリア

議会機能は1フロアに集約し、議会の独立性に配慮して高層階に配置します。

○災害対応エリア

災害対策本部は、災害対策活動を迅速に進めることに配慮し、市長・副市長室と災害対応にあたる総務防災課は同一階に配置します。

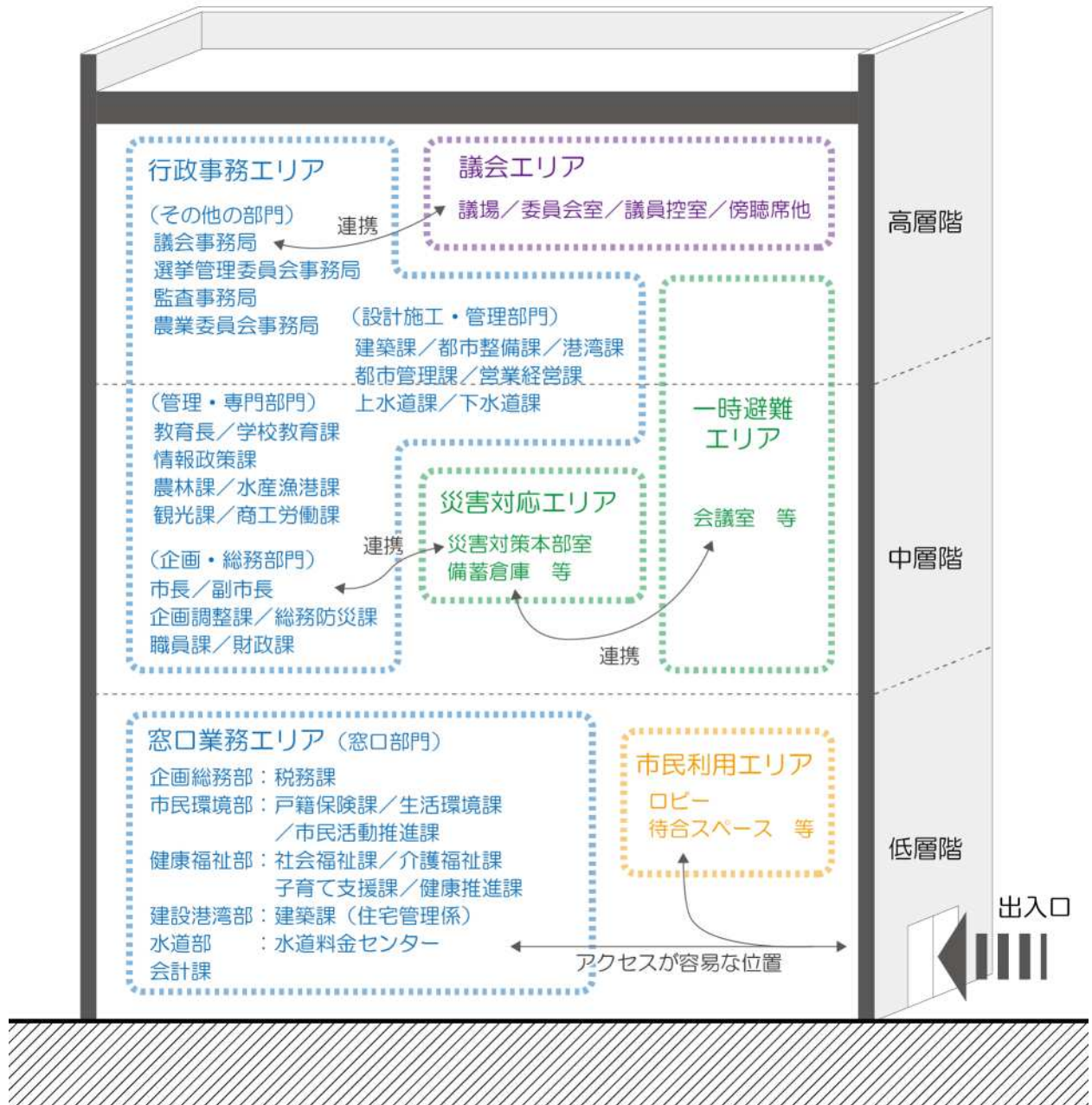
また、エレベーターが停止した場合等も考慮し、階段を使って利用することを想定した中層階に配置します。

さらに、サーバー室や電気室等の重要諸室は、想定外の浸水被害を考慮して、中層階以上に配置します。

○一時避難エリア

災害時の一時避難場所は、各フロアの会議室や議場を活用して配置します。

<表：各エリアの階層イメージ>



7-3 構造計画

国土交通省では、国家機関の建築物及びその附帯設備として必要な耐震性能を確保するため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」により、施設の性質に応じた建物の耐震安全性の目標を定めています。

新庁舎の構造形式は、国の定めた耐震安全性の目標に準じるとともに、各構造形式の特徴などを把握・比較検討し、総合的な観点から「耐震構造」を採用します。

(1) 耐震安全性の目標

大規模地震が発生した場合にも、防災拠点施設としての機能が十分発揮できる耐震性、安全性を有する施設とするため、国の定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、耐震安全性の目標をⅠ類—A類—甲類に設定します。

<表：耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より）>

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。（重要度係数*141.5）
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。（重要度係数 1.25）
	Ⅲ類	大地震動後、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。（重要度係数 1.0）
非構造部材 *13	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

*13 非構造部材とは、天井材や内壁（内装材）、窓、ガラス、外壁（外装材）などの柱、梁、床などの構造体以外の部材のこと。

*14 重要度係数とは、重要度の高い建物の耐震性を高めるために、構造計算時に地震力を割り増しする係数のこと。

(2) 構造形式の比較検討

建物の構造形式は、耐震構造・制振構造・免震構造の3つに区別されます。

どの構造形式を採用しても目標とする耐震安全性は確保できますが、各構造形式の特徴、補修性、工事費などを比較検討します。

○耐震構造

イニシャルコスト^{*15}、ランニングコスト^{*16}ともに最も安価な構造です。

また、設計方法、施工方法とも一般的なものであり、大規模地震発生時の点検及び補修についても専門技術者の必要がなく、地元の技術者による迅速な対応が可能となります。

さらに、設計期間、工事期間が他の工法に比べ短期間で済むため、早期に新庁舎の供用を開始できるといったメリットがあります。一方で、大規模地震時に建物が他の工法に比べて揺れやすいというデメリットがありますので、設計段階において、什器類の転倒防止対策を講じるほか、サーバー室等へ免震床を設置するなどの対策により、安全性を確保することが必要です。

○制振構造

耐震構造に比べると大規模地震発生時に建物の揺れが小さいという特徴があり、大規模地震発生時においても、通常どおりに施設機能を保持する必要がある場合など、高い耐震性能が求められる場合に採用される工法ですが、他の自治体の新築庁舎の整備においては、ほとんど採用事例がありません。

○免震構造

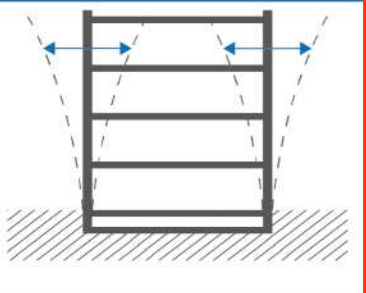
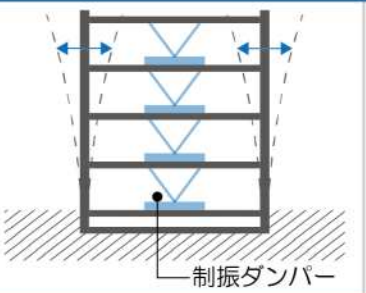
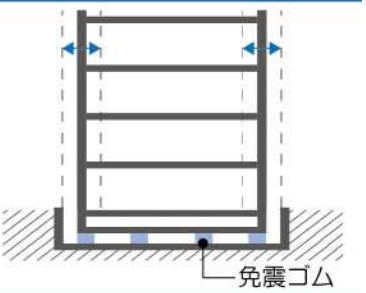
大規模地震発生時の揺れが建物に伝わることを抑制することが可能で、制振構造と同様に大規模地震発生時においても、通常どおりに施設機能を保持する必要があるなど、特に高い耐震性能が求められる場合に採用される工法です。

しかし、建設費は他の工法に比べて5%から10%程度費用が高くなる傾向があり、建物の供用後も免震装置1基当たり、年額3万円から4万円程度の定期点検費用が必要となるなど、イニシャルコスト、ランニングコストともに他の工法に比べて費用負担が大きくなるほか、一般的に設計期間が4か月程度、工事期間が2か月程度長くなるといったデメリットがあります。

*15 イニシャルコストとは、初期段階で必要な費用のことで、庁舎建設においては調査費・設計費建設費が挙げられる。

*16 ランニングコストはイニシャルコストとは異なり、維持管理に必要な費用のことで、庁舎では、水光熱費や建物の点検、修繕にかかる費用が挙げられる。

<表：構造形式の比較>

	耐震構造	制振構造	免震構造
概念図			
特徴	地震力に対し、剛強な架構で抵抗する構造形式。建物の揺れはあっても倒壊はしない。	建物内に配置したダンパーなどの制振部材により、地震の揺れを吸収する構造形式。	建物と基礎の間の免震部材により、地盤と切り離すことで、主架構に伝わる地震力を低減する構造形式。
傷の程度 大規模地震 の建物損	地震規模によっては、主架構（柱・梁・壁）に損傷の生じる可能性はあるが、補修をすることなく建物を使用することができる。	ダンパーが地震エネルギーを吸収し、主架構への損傷を抑える。耐震構造よりは少ない。	免震層で地震エネルギーを吸収するため、建物の損傷が少ない。
什器の状況 大規模地震 の室内	固定が不十分な什器等がある場合は、移動、転倒の恐れがある。	固定が不十分な什器等がある場合は、移動、転倒の恐れがある。	揺れが小さいため、非構造部材や什器の損傷が少ない。
補修性	建物全体にわたり損傷の程度を調査し、必要な修復を行う。大地震後の補修コストは免震に比べ高い。	ダンパーの交換は、基本的に不要。制振部材の効果が期待しにくいいため、大地震後の補修コストが、免震より高く、耐震より低い。	ダンパーの交換は、基本的に不要。大地震後の補修コストが最も低い。
工事費※	100%（基準） グレードに応じた経済的なコスト設定が可能。	105～115% ダンパーの設置にコストがかかる。	110～115% ダンパーの設置や免震層の構築にコストがかかる。
点検 保守	ほぼメンテナンスは不要。	ほぼメンテナンスは不要。	定期的な免震部材の点検が必要。定期点検費用が必要。
工期※	1.0倍（基準） 他の構造形式と比較して最も短い。	1.0～1.1倍 耐震構造より長く、免震構造より短い。	1.1～1.2倍 ダンパーの設置や免震層の構築に工期がかかる。

※工事費の割合（%）と工期の長さの比率（倍）を耐震構造を基準にして、他の構造形式と比較したもの

（3）構造形式の採用

新庁舎の構造形式の選定にあたっては、将来に過度な財政負担を生じさせないため、イニシャルコスト、ランニングコストを抑制する観点や大規模地震発生時の点検及び補修に迅速に対応する観点も重要です。

これらの観点を踏まえると、耐震構造は、イニシャルコスト、ランニングコストともに安価な工法です。また、施工も一般的なものであることから、地元企業での対応が可能であるほか、大規模地震発生時の点検及び補修についても地元企業による迅速な対応が可能となることから、構造形式は「耐震構造」を採用します。

第8章 新庁舎の事業計画について

新庁舎の事業計画については、整備手法、設計者の選定、建設工事費及び財源・事業スケジュールなどを整理します。

また、新庁舎の建設においては、将来に過度な負担を生じさせないため、国の財政支援措置である「公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）」を活用することを前提として、事業計画を検討しました。

8-1 整備手法

新庁舎建設の整備手法は、「公設公営方式」、「P F I 事業方式」等の事業方式を比較検討した結果、「公設公営方式」を採用します。

また、建設発注方式は、各発注方式のメリットやデメリットを比較検討し、地域経済の波及効果などにも十分に考慮しながら検討します。

(1) 新庁舎建設で採用する事業方式

事業方式としては、公共が設計・建設・運営等を全て行う「公設公営方式」と、民間活力を導入するP F I 事業方式等が挙げられます。

また、P F I 事業には、建設・維持管理ともに民間事業者が行う「民設民営方式」と、公共が資金調達し、施設の設計・建設・維持管理を民間事業者に包括的に委託する「公設民営方式」がありますが、P F I 事業を活用する場合、庁舎施設においては民間のノウハウを活用できる収益部分が少なく、導入可能性調査やS P C（特定目的会社）の設立など、実施設計着手までに時間を要することから、国の財政支援措置を活用することが困難であると判断されます。

そのため、新庁舎建設の事業方式は、「公設公営方式」を採用します。

(2) 想定される建設発注方式

建設発注方式は、公正さを確保しつつ良質なものを低廉な価格で調達することが重要であることから、事前に設計内容や仕様を明確にし、設計と施工を分離して発注する手法が標準的です。

しかし、工事の内容によっては、設計と施工を一体的に発注することで、市や市民にとって有利となる事項も期待できることから、事業の特性を考慮し、最も適した建設発注方式を選択する必要があります。

公共工事においては、設計と施工を分離して発注する「設計・施工分離発注方式（従来方式）」に加え、設計に建設会社が参画して技術提案を行う「技術協力・交渉方式（E C I 方式）」と、設計と施工を一括で発注する「設計・施工一括発注方式（D B 方式）」などの整備手法が採用されています。

<表：想定される建設発注方式>

発注方式	概要	設計	工事	資金調達
設計・施工 分離発注方式 (従来方式)	・設計、建設、維持管理を各段階に応じて個別に発注する方式。設計者は委託契約により、基本設計・実施設計・工事監理を行う。	設計者に 個別発注	建設会社に 個別発注	公共
技術協力 ・交渉方式 (ECI方式)	・設計段階から建設会社が参画し、工事を行うことを前提に、設計内容に対する技術提案を行う方式。特に、特殊な建設技術を活用する際に適している。	設計者に 個別発注 技術提案	建設会社に 個別発注	公共
設計・施工 一括発注方式 (DB方式)	・設計と工事を一括で民間事業者が発注する方式。設計者と建設会社がチームを組む場合と、建設会社が一括で設計・施工を担う場合がある。	設計者・建設会社 からなる事業体に発注 ※建設会社が一括で設計・施工を行う場合もある		公共

(3) 建設発注方式の比較検討

現庁舎が、耐震基準を満たしていない状況を早急に解決する必要があることや、国の財政支援措置である「公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）」を活用するための条件「令和2年度までに実施設計着手」を満たすことを前提として、財政負担の抑制や早期に遅延なく建設するスケジュールの観点、利用する市民や行政の幅広い意見や要望を反映できる観点、民間建設事業者が持つ技術力による創意工夫の活用の観点、地域経済の活性化の観点から、次の評価項目について比較検討します。

<表：建設発注方式の比較検討における主な評価項目>

財政負担の抑制 (競争率・工事費・委託費)	財政負担抑制の観点から、市の初期投資額や事業費抑制の可能性を比較。
スケジュールの見通し (設計・工事着工・竣工)	新庁舎建設を早期に遅延なく進めるという観点から、スケジュールの見通しの立てやすさを比較。また、財政支援措置期限との関係性を比較。
市民・行政の意向反映	市民や行政の意向の反映という観点から、設計及び建設工事段階における意見や要望の反映のしやすさを比較。
民間事業者の創意工夫の活用	設計者・建設会社が持つ技術力による創意工夫の活用について比較。
地元企業の参画	地元経済の活性化の観点から、地元企業の参画のしやすさを比較。

＜表：建設発注方式の比較検討＞

	設計・施工分離発注方式 (従来方式)	技術協力・交渉方式 (ECI方式)	設計・施工一括発注方式 (DB方式)
財政負担の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が参加しやすく、特に建設発注時には、競争により工事費を抑制することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から建設会社が参画することで、工事費を抑制することが可能であるが、特殊な工法等を採用しない場合、その効果は不明瞭である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一括して設計・施工を行うため、設計段階から工事費の高騰などを防ぐことができ、目標額との大幅なずれをなくすることができる。
スケジュールの見通し	<ul style="list-style-type: none"> 市が施設整備事業の発注を行う際の標準的な手法のため、事業全体のスケジュールを管理しやすく、また、国の財政支援措置を活用する見通しがたてやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から施工計画の検討や資材調達を行うことができ、工期短縮を図ることができる。 施工者の技術提案を十分に生かすためには、事前に詳細な設計を必要とするため、設計期間が長くなる可能性がある。 ECI方式での庁舎整備事例が少なく、スケジュール等の見通しがたてにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から施工計画の検討や資材調達を行うことができ、工期短縮を図ることができる。 発注時に要求水準書^{*17}等の作成や、事業者選定手続きに期間を要するため、国の財政支援措置活用スケジュールに間に合わない可能性がある。 DB方式での庁舎整備事例が少なく、スケジュール等の見通しがたてにくい。
市民・行政の意向反映	<ul style="list-style-type: none"> 業務ごとに市の仕様書に基づき発注するため、各段階で市民や行政の意向を反映しやすく、品質・柔軟性が確保されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設会社との技術協力の契約時に、設計内容と価格を決めてしまうため、設計変更への対応が難しく、市民や行政の意向が反映しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業公募前に要求水準書を作成し、契約時に設計内容と価格を決めてしまうため、施工者に偏った設計になりやすく、設計変更対応が難しく、市民や行政の意向が反映しにくい。
民間の創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 設計と施工が個別発注となるため、民間事業者（建設会社）の創意工夫の活用は限定的となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階からの建設会社の参画により、設計内容や施工方法に建設会社の創意工夫が活用されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工の一括発注により、設計内容や施工方法に建設会社の創意工夫が活用されやすい。
地元企業の参画	<ul style="list-style-type: none"> 設計と施工が個別発注となるので地元企業が参画しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工方式等が特定の企業が持つ技術が採用されるなど、参加できる地元企業が限定的となる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工を行う共同体を組む必要があり、参加できる地元企業が限定的となる懸念がある。
事例	北広島市／美幌町 他多数自治体	富良野市／芽室町	士別市

*17 要求水準書とは、事業者に対して要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、水準を示す文書のことです。民間事業者の創意工夫を発揮する余地が増え、事業費の縮減や、事業のサービスの質の向上が期待される。

○設計・施工分離発注方式（従来方式）

公共が施設整備の発注を行う際の標準的な手法であるため、事業全体のスケジュール管理がしやすく、国の財政支援措置を活用する見通しがたてやすい手法です。

また、各工程で個別発注となるため、市民や行政の意向を反映しやすく、地元企業が参画しやすく、競争力を高めるメリットがありますが、民間が持つ技術力による創意工夫の活用は限定的となります。

○技術協力・交渉方式（ECI方式）

設計段階から建設事業者が技術支援を行うことから、民間が持つ技術力による創意工夫が発揮しやすく、施工に適した設計による工事費の抑制が期待できますが、特殊な工法等を採用しない場合、工事費の抑制効果は不明瞭です。

また、技術支援の契約時に設計内容と価格を決定するため、市民や行政の意向が反映しにくく、さらに、庁舎整備での事例が少ないため、技術支援の契約や事業者選定手続きに時間が必要となり、着工が遅くなる可能性があることや、地元企業の参画が限定的になる懸念があり、地域経済への波及効果が少なくなることが想定されます。

○設計・施工一括発注方式（DB方式）

設計と施工を一括して発注するため、民間が持つ技術力による創意工夫が発揮しやすく、施工に適した設計による工事費の抑制が期待できます。また、設計段階で施工計画を作成することができるため、早期着工・早期完成が見込めます。

しかし、庁舎整備での事例が少ないことや、この方式では基本設計や詳細な要求水準書の作成を経てから実施設計・施工の発注を行うことが多く、契約時に設計内容と工事価格を決定するため、市民や行政の意向が反映しにくく、さらに、国の財政支援措置を活用することが困難であると考えられます。

（4）建設発注方式の採用

建設発注方式については、事業スケジュールへの影響や市民・行政の意向の反映のしやすさ、地元企業の参画など各発注方式のメリットやデメリットを比較検討し、地域経済の波及効果などにも十分に考慮しながら「設計・施工分離発注方式（従来方式）」、「技術協力・交渉方式（ECI方式）」、「設計・施工一括発注方式（DB方式）」の中から採用します。

8-2 設計者の選定

設計者の選定にあたっては、「競争入札方式」、「技術提案（プロポーザル）方式」、「設計競技（コンペ）方式」の選定方式について比較検討した結果、「技術提案（プロポーザル）方式」を採用します。

（1）想定される設計者の選定方式

「競争入札方式」は、誰が行っても成果の同一性が保証される場合に有効な方式で、設計金額を入札で競わせ、最も安価な設計金額を提示した設計者を選定する方法です。

「技術提案（プロポーザル）方式」は、事業に対する考え方などの設計主旨や技術提案、設計業者の体制や過去の業務実績などを総合的に評価し、事業に最も適した設計者を選定する方法です。

「設計競技（コンペ）方式」は、一定の条件のもと設計案の提出を求め、最も優れた設計案を示した設計者を選定する方法です。

設計者の選定においては、公正さを保ちつつ低廉な価格で選定できるといった観点では「競争入札方式」の採用が標準的ですが、業務の内容が高度なものや専門的な技術が要求される業務、設計者の技術提案に基づいて設計する場合は、「技術提案（プロポーザル）方式」を採用しています。

＜表：比較検討を行う設計者の選定方式＞

選定方式	競争入札方式	技術提案 （プロポーザル）方式	設計競技 （コンペ）方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額を入札で競わせ、最も安価な設計金額を提示した者を契約の相手方に選定する方法。 工事や物品購入のように、得られる成果の内容や質があらかじめ具体的に特定され、誰が行っても成果の同一性が保証される場合に有効な方法。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者から設計体制や取組実績、技術力のほか、プロジェクトに対する考え方や意欲などについて技術提案を求め、これらを総合的に判断し、業務の内容に最も適した設計者を選定する方法。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件のもと設計者から設計案の提出を求め、最も優れた設計案を選定する方法。 高いデザイン性が必要とされる施設において作品を選定する場合に有効な方法。
評価対象	設計金額	設計者 設計主旨（設計に対する考え方） 設計体制（資格者の数など） 過去の業務実績	設計案 設計図 （配置図、平面図、立面図等）

※参考：網走市の施設で「技術提案（プロポーザル）方式」を活用し、整備した施設
オホーツク文化・交流センター、廃棄物処理場（浸出水処理施設）

(2) 設計者の選定方式の比較検討

新庁舎の設計にあたっては、事業規模が大きく極めて公共性の高い建築物であることから、優れた創造性と高度な技術力を有する設計者の創意工夫による、質の高い設計が求められるとともに、発注者が設計過程に参入しやすく、市民の意見や行政の意図を的確に反映させながら進める必要があります。

また、国の財政支援措置である、公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）を活用するため、令和2年度までに実施設計に着手する必要があります。

このようなことから、設計者の選定方式は、質の高い設計者の選定、利用する市民や行政の幅広い意見や要望の反映、設計者の参加のしやすさや国の財政支援措置の活用の観点から比較検討します。

＜表：設計者の選定方式の比較検討＞

選定方式	競争入札方式	技術提案 (プロポーザル)方式	設計競技 (コンペ)方式
質の高い 設計者の選定	<ul style="list-style-type: none"> 発注前に十分な要求水準や設計仕様をまとめ、設計者に要求する技術力が明確になった上で選定した場合、安価で質の高い設計者を選定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案も含めた総合評価により選定するため、最も技術力が高く、業務に適した設計者を選定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の設計案の中から最も優れたものを選ぶことができ、概ねのデザインやプランニングを確定することができる。 設計者の技術力や実績は部分的しか確認できない。
市民・行政の 意向反映	<ul style="list-style-type: none"> 市民や行政の意向を的確に反映させながら設計を進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や行政の意向を的確に反映させながら設計を進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計案を選ぶため、その後の設計段階で市民や行政の意向を反映させることが難しく、設計の自由度が低くなる。
設計者の 参加しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額が評価対象となるため、手続きが簡便であり、公平性、透明性、機会均等の面で優れている。 入札参加にあたって労力や費用などの負担はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者は、プロジェクトに対する考え方や意欲などについての技術提案をまとめる必要があるが、設計案を作成する必要がないため、コンペ方式と比べ、労力や経費の負担が少なく、多くの設計業者の参加が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者は受注前に設計案をまとめる必要があり、労力や費用、時間的に大きな負担を伴う。 発注者側は十分な要求水準書をまとめる必要があり、準備に時間を要する。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 発注から契約、設計着手まで1か月程度かかる。 ⇒国の財政支援措置を活用することが可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公告から設計者選定まで2～3か月程度かかる。 ⇒基本設計と実施設計を一括して行う場合、国の財政支援措置を活用することが可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公告から設計者選定までの期間が最低4か月はかかる。 ⇒国の財政支援措置を活用できる期限内に実施設計に着手できない可能性がある。

○競争入札方式

市民や行政の意向を反映しやすく、設計者の参加のしやすさにおいて優れています。また、発注から契約、設計着手までの期間が短く、国の財政支援措置を活用することが可能と考えられます。

○技術提案（プロポーザル）方式

質の高い設計者の選定が可能であり、市民や行政の意向を的確に反映をさせながら設計を進めることができます。また、プロポーザル実施に関する公告から設計者選定までの期間が2～3か月程度かかるため、国の財政支援措置を活用するためには、基本設計と実施設計を一括して発注することが条件となります。

○設計競技（コンペ）方式

複数の設計案から優れたデザインやプランニングを選定することができますが、市民や行政の意向反映が難しいほか、設計者の参加に要する労力や経費などの面で大きな負担を伴います。また、コンペ実施に関する公告から設計者選定までの期間が「技術提案（プロポーザル）方式」に比べて時間を要するため、国の財政支援措置を活用できる期限内に実施設計に着手できない可能性があります。

（3）設計者の選定方式の採用

新庁舎は、多くの市民が利用する施設であることから、市民や行政の意向を的確に反映させながら設計をまとめていく必要があります。

また、その考え方に沿ったより質の高い設計者を選定することや国の財政支援制度も活用できるスケジュールで進められることが重要であることから、「技術提案（プロポーザル）方式」を採用します。

8-3 建設工事費及び財源・事業スケジュール

新庁舎の建設工事費は、本庁舎及び西庁舎の合計面積を基本としながら、道内事例の工事費などの状況も踏まえ検討します。また、財源や事業スケジュールについては、国の財政支援措置を活用するスケジュールで検討します。

(1) 概算建設工事費の算定

近年計画されている、道内の他自治体の庁舎建設事例を参考にすると、建設工事費単価は、1㎡あたり約600千円前後（税込）となっています。

近年の建設資材の価格は、上昇傾向にありましたが、今後は「ほぼ横ばい」または、「やや上昇傾向」で推移することが想定されます。

また、公共工事設計労務単価^{*18}は、平成25年度以降8年連続上昇が続いており、今後も労働者不足や労働環境の改善等に伴った上昇が続くことが考えられます。

これらを踏まえ、建設工事費単価は、新庁舎の建設年度を令和4年度（2022年度）とした場合、建設資材の価格や労務単価の上昇傾向に考慮するとともに、道内の他自治体の取り組み事例も参考に約10%程度を単価上昇の目安として、1㎡あたり約700千円（税込）と想定します。

これにより、概算建設工事費は、「6-2（2）新庁舎の必要面積」で示す延べ面積7,000㎡に、前述の建設工事費単価を乗じた、約49億円と算定しますが、今後の社会情勢の変動による建設資材の価格や人件費などが、想定外に上昇する可能性もあります。

なお、概算建設工事費の他には、設計費や外構工事費、備品購入費、各種ネットワーク整備費、引越し費などの経費が別途必要となります。

<表：道内の新庁舎建設取り組み事例>

自治体名	建設工事費 (千円・税込)	延べ面積 (㎡)	1㎡あたりの 建設工事費単価 (千円/㎡)	予定工期
砂川市 (実施設計書)	3,602,000	5,932.15	607	着工：令和元年8月 竣工：令和3年3月
岩見沢市 (実施設計書)	6,153,000	10,719.91	574	着工：令和元年11月 竣工：令和3年11月
深川市 (基本計画)	3,410,000 ～4,030,000	約6,200.00	550～650	着工：令和3年 竣工：令和5年

*18 公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共工事等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を毎年調査する都道府県別・職種別の1日当たりの金額。

(2) 財源見込み

新庁舎の建設工事費の財源は、国の財政支援措置である、公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）を活用します。

また、その他活用が可能な補助金等について引き続き情報収集を行い、財源確保に努めます。

市町村役場機能緊急保全事業は、令和2年度までに実施設計に着手した事業が対象となり、対象となる事業費の90%まで地方債を充当することができ、対象事業費の75%が地方交付税措置の対象分となり、そのうち30%が国から地方交付税として財政措置されます。

＜表：概算建設工事費49.0億円の場合の財源＞

庁舎建設工事費に係る総事業費 49.0億円 (工事費49.0億円)	
地方債 44.1億円 (借入額44.1億円)	一般財源 4.9億円
地方交付税措置額 11.0億円	市負担額 38.0億円

— 地方交付税措置額の算出 —

$$11 \text{ 億円} = 49 \text{ 億円 (総事業費)} \times 75\% \text{ (地方交付税対象額)} \times 30\% \text{ (地方交付税措置額)}$$

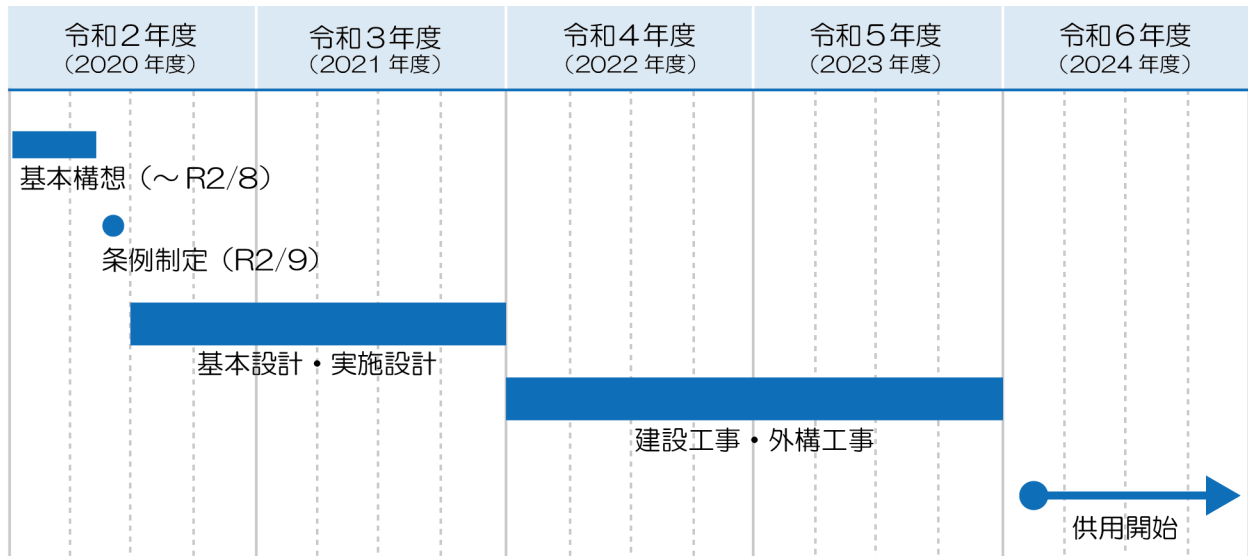
なお、外構工事費や備品購入費、各種ネットワーク整備費、引越し費等の経費は、市町村役場機能緊急保全事業の対象にならないことから、一般単独事業債や一般財源で対応します。

(3) 事業スケジュール

新庁舎の建設工事費の財源として、国の財政支援措置である、公共施設等適正管理事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の活用を見込み、その条件である「令和2年度までに実施設計に着手」に間に合わせる必要があります。

そのため、令和2年度中に実施設計に着手し、その後、令和4年度から建設工事に取り組み、供用開始は令和6年度とする事業スケジュールとします。

<表：事業スケジュール>



網走市新庁舎建設基本構想
～資料編～

網走市新庁舎建設基本構想に関する諮問及び答申

諮 問 書

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会
委員長 吉 田 穂 積 様

新庁舎建設にあたり、基本理念・基本方針など新庁舎建設の方針と、規模・機能・配置などの設計に向けての条件を整理する、新庁舎建設基本構想策定について諮問いたします。

令和元年6月17日

網走市長 水 谷 洋 一

答 申 書

令和2年6月23日

網走市長 水 谷 洋 一 様

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会
委員長 吉 田 穂 積

新庁舎建設基本構想の策定について（答申）

令和元年6月17日付けで当委員会に諮問がありました『新庁舎建設基本構想』の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

なお、基本構想の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 新庁舎を訪れるあらゆる人に配慮し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本として整備し、将来の人口減少も見据え、コンパクトかつ柔軟で効率的な新庁舎を整備していただきたい。
また、財源については、国の財政支援措置を活用するなど財源確保に努め、将来の財政負担を軽減させるように努めていただきたい。
- 2 新庁舎の建設場所については、地方自治法や市の関連計画との整合性などを確認し、様々な観点から議論を重ね、総合的に「金市館ビル跡地周辺敷地」と判断いたしました。
この結果、建設計画において、現市有地のみを活用する「A案」と、隣接する更地の民有地を取得し、現市有地とともに活用する「B案」で検討を行いましたが、市有地に隣接する更地の民有地を取得することで、建物の設計の自由度が高まり、低層階に窓口機能を集約できるなど市民の利便性がより向上することから、積極的に取得するように努めていただきたい。

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会 委員名簿（五十音順・敬称略）

所属団体等		氏名	区分
東京農業大学生物産業学部	学部長	吉田 穂積	委員長
網走商工会議所	会頭	北村 讓二	副委員長
市民公募		石川 康弘	委員
オホーツク網走農業協同組合	代表理事組合長	岡本 一男（第1～6回） 乾 雅文（第7～8回）	委員
網走市身体障害者福祉協会	会長	井上 義則	委員
市民公募		大内 俊郎	委員
網走バス株式会社	代表取締役	小澤 友基隆	委員
網走市社会福祉協議会	会長	神内 義光（第1回） 鬼塚 勝安（第2～8回）	委員
市民公募		加藤 智子	委員
網走医師会	会長	金川 有一	委員
市民公募		北野 貴丸	委員
網走市町内会連合会	会長	黒田 幸市	委員
網走市文化連盟	会長	後藤田 生子	委員
北海道建築士会網走支部	支部長	塩川 顕児	委員
林-ツキカリアザ インネットワーク	会長	新谷 静代	委員
網走漁業協同組合	代表理事組合長	新谷 哲也	委員
西網走漁業協同組合	代表理事組合長	清野 一幸	委員
網走地区消防組合網走消防団	団長	松井 丈（第1～6回） 中嶋 賢一（第7～8回）	委員
網走市観光協会	専務理事	井上 範一（第1回） 二宮 直輝（第2～8回）	委員
連合北海道網走地区連合会	会長代行 会長	結城 慎二（第1回） 橋本 修平（第2～8回）	委員
網走信用金庫	理事長	伴 道弘	委員
網走消費者協会	会長	本間 公三	委員
網走市スポーツ協会	会長	前田 敏彦	委員
網走青年団体連合会	代表	長井 寿公（第1～6回） 松山 剛士（第7～8回）	委員
市民公募		水澤 克浩	委員

網走市新庁舎建設基本構想の策定経過

平成31年4月17日～令和元年8月9日：新庁舎建設に関する説明会の開催

- ・市民団体、町内会連合会加盟団体、老人クラブ、
高齢者ふれあいの家 53回
- ・988名参加



令和元年8月5日～令和元年8月29日：新庁舎建設に関する説明会の開催

- ・まちづくりふれあい懇談会 9地区
- ・154名参加



令和元年6月17日：第1回検討委員会

- ・諮問 ・基本構想策定について説明

令和元年7月24日：第2回検討委員会

- ・構想編（案）について ・新庁舎の建設場所について

令和元年9月4日：第3回検討委員会

- ・構想編（案）について ・新庁舎の建設場所について

令和元年10月1日：第4回検討委員会

- ・構想編（案）の確認 ・基本理念について ・隣接する周辺敷地等の対応について

令和元年10月10日～令和元年10月31日：市民アンケートの実施

- ・市民2,000人を対象に、現庁舎の利用実態や問題点、新庁舎に求める機能などについてアンケート調査を実施、回収762票（38.1%）、集計票数653票（32.7%）

《アンケート結果の概要》

- ・市役所の利用頻度は、「年に2回から6回」という方が約6割を占めており、「年に1回」を含めると、約8割の方が「年に一桁の利用頻度」
- ・市役所への交通手段は、約8割の方が「自家用車」を使用
- ・新庁舎に求める付加機能は、「飲食・喫茶スペース」や「多目的な市民の交流・活動スペース」が多く、30代の約3割の方は「子育て支援スペース」、50代・60代の約3割の方は「多目的な交流・活動スペース」が多い
- ・庁舎利用や交流促進のために必要な工夫は、「駐車場の土日の解放」、「多目的な市民交流スペースを活用したイベントの開催」、「周辺商店街との連携・交流」が多い

令和元年11月10日：ワークショップの開催

- ・新庁舎に望む施設や機能、市民が集う新庁舎となるための工夫・アイデアについて
- ・市内大学生、高校生12名参加
- ・休憩スペースの設置や屋上の活用、東京農大や市内高校との連携など、さまざまなアイデアが提案されました。



ワークショップAグループ



ワークショップBグループ



ワークショップCグループ

令和元年12月4日：第5回検討委員会

- ・基本理念について
- ・隣接する周辺敷地等の対応について
- ・アンケート等の結果報告
- ・計画編（案）について

令和2年1月24日～令和2年2月13日：庁内検討委員会(作業部会)の開催

- ・防災・セキュリティ部会、情報システム部会、窓口部会、建物構造・行政事務部会において、新庁舎に導入する機能について議論

令和2年2月28日：第6回検討委員会

- ・網走市の人口推計について
- ・新庁舎の機能について
- ・新庁舎の規模及び建設計画（案）について
- ・基本理念について

令和2年4月13日：第7回検討委員会

- ・新庁舎の規模及び建設計画（案）について
- ・新庁舎の事業建設計画（案）について
- ・基本理念について

令和2年6月10日：第8回検討委員会

- ・基本構想（案）の取りまとめ
- ・答申書（案）について



網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会

令和2年6月23日：答申令和2年7月1日～令和2年7月31日：パブリックコメント

- ・基本構想（案）に対する市民意見を募るため、パブリックコメントを実施